

生駒市議会企画総務委員会 テーマ別調査結果報告書

市民参画に関する提言のとりまとめ

平成21年3月

生駒市議会企画総務委員会

目 次

1. 調査の概要.....	1
(1) 調査の位置づけ.....	1
(2) 調査の目的.....	1
(3) 調査の経緯.....	1
2. 調査の前提「市民参画」とは.....	2
(1) 市民参画が求められる背景と検討の射程.....	2
(2) 公・共分離による地域ガバナンス再構築の考え方.....	3
(3) 市民参画の形態.....	5
3. 生駒市における市民参画の現状.....	9
(1) 生駒市における市民参画に係る取組の現状.....	9
(2) 生駒市市民自治基本構想に見る市民参画の可能性.....	14
4. 先進事例の整理.....	15
(1) 先進都市視察結果.....	15
(2) 先進事例.....	16
5. ヒアリング調査結果.....	19
6. 生駒市における市民参画・市民協働の課題.....	20
7. 生駒市における市民参画・市民協働の推進に向けた提案.....	23
(1) 市民参画のための施策の提案.....	23
(2) 市民との協働事業の推進に向けた施策の提案.....	24
(3) 自治基本条例を補完する市民参画・市民協働のための条例の制定.....	25
(参考1) 東京都狛江市の視察結果の概要.....	26
(参考2) 神奈川県藤沢市の視察結果の概要.....	31
(参考3) 生駒市市民活動推進センター“ららポート”ヒアリング結果.....	40
(参考4) 生駒市自治連合会ヒアリング結果.....	43

1. 調査の概要

(1) 調査の位置付け

本調査は、生駒市議会において平成20年度から開始したテーマ別調査に位置づけられるものであり、生駒市議会企画総務委員会が主体となって実施したものである。

今後、本調査の結果に基づき、生駒市議会企画総務委員会として、生駒市行政に対して「市民参画」についての施策を提言し、その実施を求めるものとする。

(2) 調査の目的

生駒市においては、各種審議会への公募市民の参画が進められるとともに、平成19年度にはパブリックコメント手続条例が制定され、また、平成20年度には市民公益活動施設の運営が事業化されるなど、市民参画に向けた取組が進捗している。

また、個別条例の制定、事業の実施にとどまらず、市民参加や市政運営についての基本的な原則や制度を自治体の最高規範として条例化する必要性が認識され、平成19年度には生駒市市民自治検討委員会により「生駒市市民自治基本構想」がとりまとめられ、これに基づき現在「生駒市自治基本条例」の制定に向けた審議が進められているところである。

しかしながら、「生駒市自治基本条例（案）」においては、条例制定や計画策定段階等における市民参画の基本的なルールは定められるものの、市民参画の詳細なルール、あるいは市民と行政との協働のあり方（助成、支援等）とそのルールなどは別途定めることが課題として残されている。

以上のことから、生駒市において市民参画をより積極的に進め、行政と市民との協働によるまちづくりを推進するため、「生駒市自治基本条例（案）」を基本としたより詳細な市民参画のルールづくり、協働のまちづくりのための方策等を検討、提案することを目的として調査を実施した。

(3) 調査の経緯

実施年月日	会議名	調査事項
平成20年 7月 7日	委員会	・調査テーマについて
平成20年 7月30日	委員会	・検討課題について
平成20年 8月18日	委員会	・先進事例と今後の調査について
平成20年11月12日 平成20年11月13日	委員会視察	・東京都狛江市 ・神奈川県藤沢市
平成20年12月 1日	勉強会	・生駒市の現状について
平成20年12月22日	委員会	・ヒアリング調査について ・調査のとりまとめについて
平成21年 1月23日	勉強会	・ヒアリング（ららポート）
平成21年 2月10日	勉強会	・ヒアリング（自治連合会）
平成21年 3月 5日	委員会	・調査報告書について

2. 調査の前提 「市民参加」とは

(1) 市民参画が求められる背景と検討の射程

まず、現在「市民参画」が求められている背景は何かを既往文献により整理するとおおむね以下の点が上げられる。

●脱成長時代の公共サービス提供のあり方の見直し

我が国においては、少子高齢化の進行に伴い総人口が減少過程に入り、国と自治体が置かれる行財政の状況がかつての成長時代のそれから大きく変化してきている。具体的には、政府提供サービスに当てる財政資源の制約が大きくなる一方で、高齢者向け施策の需要が高まるなど公共サービスに対する需要が拡大してきている。このような状況を踏まえ、民間企業やNPOなどがサービス提供の主体となるなど、公共サービス提供のあり方を抜本的に見直すことが求められるようになってきている。

●政府に対する過剰な依存への反省

公共サービスの多くをもっぱら政府（自治体）に依存する現状に対して、「お任せ民主主義」と批判する声が大きくなりつつある。自治の原点に照らせば、市民の自助・互助で解決できる問題までも外部化し、政府の手に委ねるべきでなく、また問題解決のための最適サービスが市民の手によってこそ提供される場合があるとの考えによる。

●行政、議会に対する不信感

高度経済成長期以後、物質的な豊かさが充足された結果、市民の価値観は多様化し、それが政党支持の拡散や行政需要の個別化などをもたらしたことで、間接民主主義の機能不全が進んだ。一方、高学歴化や職業的専門性の高まりにより市民と行政との能力的な格差が縮小しつつある。

このことから、市民は「議会や行政は市民の福祉を実現するための手段であり、市民によってコントロールされるべき対象であるはずであるが、議会はしばしば市民の多数意見を無視した意思決定を行い、行政は市民に見えないところで政策形成し、市民の日常生活や要望と乖離した政策・事業を展開している」と疎外感を深めるに至っている。

以上のような背景から、市民サイドからは、行政、政治、社会の各面における直接民主主義の拡張が強く求められている。具体的には、行政面では行政の事務執行に対する市民の直接的な関与が、政治面では住民投票が、社会面では社会的需要への直接供給主体としての市民の参画（NPO等によるコミュニティビジネス）が求められている。

このうち行政、社会の両面における市民の参画については、財政難に喘ぐ行政サイドからも求められるところである。

に関して、住民投票については市民自治検討委員会において今後検討される予定であり、議会への市民参画のあり方については議会改革の議論の中で検討する予定であることから、本委員会の調査対象としては行政、社会の両面における直接民主主義の要求を踏まえた市民参画のあり方を検討の射程に入れることとなる。

(2) 公・共分離による地域ガバナンス再構築の考え方

まず、行政主体の公的行為の場としての「公」、地域住民の共同行為の場としての「共」、個人の指摘な自立行為の場としての「私」の各領域の関係の歴史的な変容を模式化すると図2（「公」、「共」、「私」各領域の変容）のようになる。

江戸時代以前の地域社会では「公」、「共」、「私」の各領域が一体化していた。これが明治以後の近代社会においては国家の出現により「公」の領域が拡大し、また地域の共同性が希薄になるにつれて私益志向の「私」の領域が拡大し、そのことにより「共」領域は「公」、「私」の各領域から駆逐された。現代社会においては「共」領域はほとんど喪失してしまった。

このような変遷を辿り、地方自治体においては官僚統制により行政が公共サービスをほぼ独占的に運営することが常態となっていた。しかし、2000年の分権改革により、補完性の原理に基づく国・地方の関係が制度化され、その一方で、財政危機を背景として行政側からもパートナーシップや協働を求めざるを得なくなり、行政と市民が対等なパートナーとして協働する新たな都市経営手法が求められることとなった。

ここで、官が代表してきた「公共性」を「公」と「共」とに解体再編するという考え方が出てきた。つまり、明治維新以来、行政が社会開発や行政サービスの主体である根拠となってきた「公共性」を再編成して、行政が主として責任を負う「公」的領域と地域社会が主体となる「共」的領域に分解しようとする考え方である。このことは、行政の領域を極小化するとともに、地域社会が主体となる「社会的セクター」を地域社会に創出することにより、市民が行政とともに、公共サービスを担い、市民自身が公共サービスの受け手であり同時に供給者でもある「市民社会」を形成しようとする公共再編でもある。

このような再編は、政府・官僚による権力的支配が公共性を独占する「官民型社会」から、公共性が政府・官僚の本質的機能である権力軸「公」と地域社会の市民的協働活動が担う連帯軸「共」の二次元空間に拡張される「公・共・私型社会」への転換と捉えることができる。

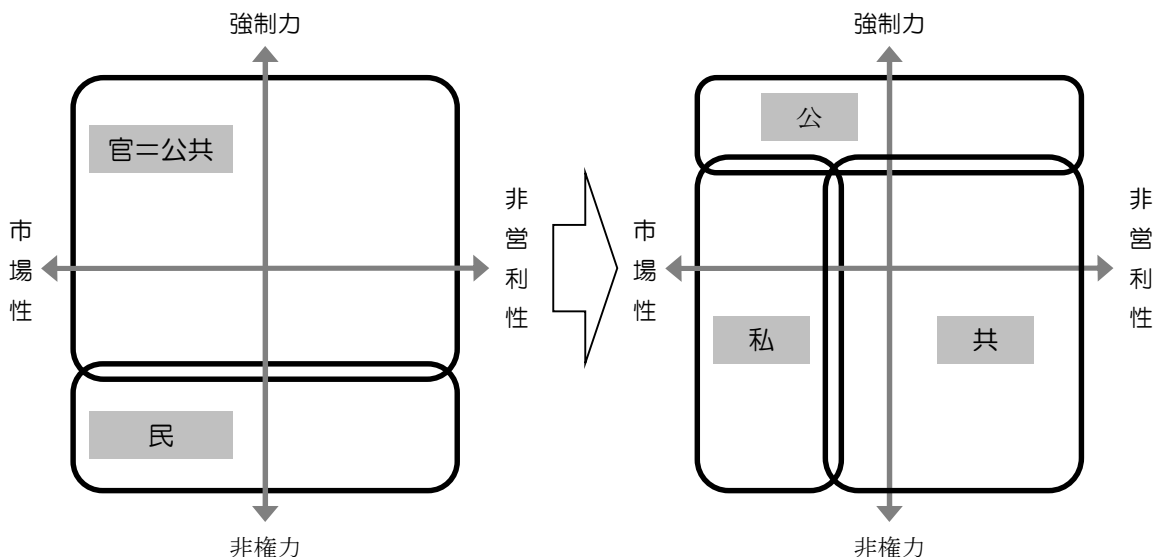
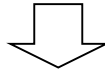
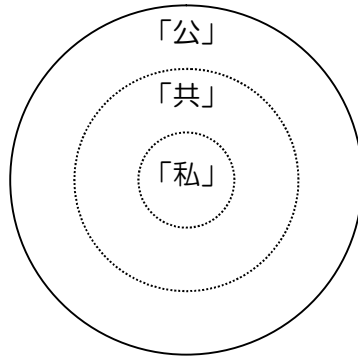


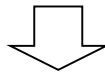
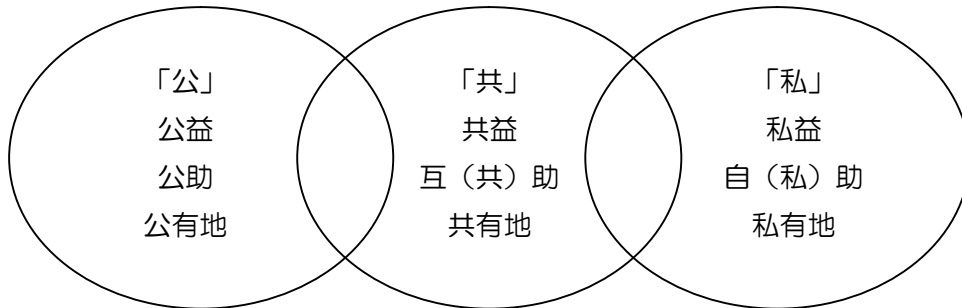
図1 官民型社会と公・共・私型社会のモデル

出展：『新しい都市民主主義を求めて－自治としての都市ガバナンス』（富野暉一郎，2005，「都市のガバナンス」植田和弘他編 p236）

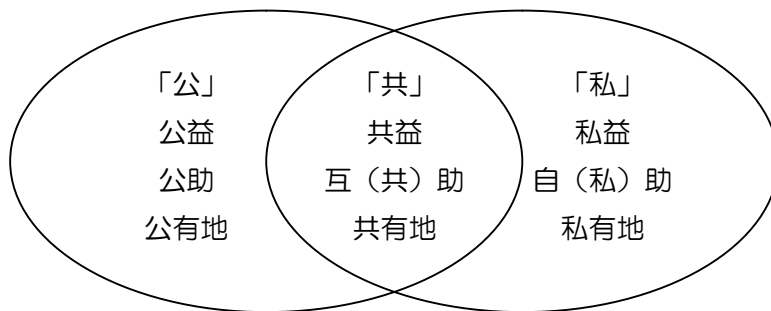
「公」、「共」、「私」区別のない状態（前近代社会）



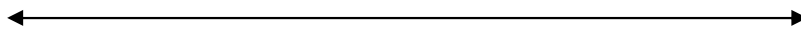
「公」、「共」、「私」各領域の分離状態（近代社会）



「公」、「私」領域に挟まれ「共」独自の領域が消失した状態、（現代社会）



公益志向
利他主義



私益志向
利己主義

図2 「公」、「共」、「私」各領域の変容

出展：「共助の地域づくり 「公共社会学」の視点」（恩田守雄，2008 p5）

(3) 市民参画の形態

① 参加の段階モデル

以上見てきたように、今後は「公」領域に対する市民の直接的な参画と、地域社会における市民主体の公共サービスの提供体制の構築による「共」領域の拡張とによる社会の再編に向かって市民参画を保証し、また支援していくことが求められている。

ここで、市民参画のありようを「参加の段階モデル」を通して見る。モデルとしてはアーンスタインの8段階梯子が有名であり、ここで「7. 権限委任」、「8. 市民による管理」、「6. パートナーシップ」が、地域住民が自立的に地域を管理する「共」領域に関係する。また、「6. パートナーシップ」は「公」領域への市民参画の形態としても位置づけられる。ただし、「公」領域においては市民が責任を負いきれない領域があり、この領域に対する市民参画のあり方をこの8段階梯子モデルは説明しきれていない。

ここで原科は「参加の5段階モデル」を提案し、「意味ある応答」として公領域における意思決定プロセスにおける市民参画の必要性とあり方を説明している。つまり、行政の適切な意思決定のために市民を巻き込む、あるいは関与させることが必要であり、このことは市民の側から見れば参加であり、行政側から見れば応答ということとなる。

そして、行政が意味ある応答を行うということは、行政と市民が公開の場で議論をする（行政が市民の意見に正面から答え、市民の疑問に対して納得できるよう十分な説明を行う）こととしている。

8. 市民による管理 citizen control	市民権力としての参加 citizen power	
7. 権限委任 delegated power		
6. パートナーシップ partnership		⑤ パートナーシップ partnership
		④ 意味ある応答 meaningful reply
5. 懐柔策 placation	形式だけの参加 tokenism	③ 形だけの応答 reply only
4. 相談 consultation		② 意見聴取 hearing
3. 情報提供 informing		① 情報提供 informing
2. 不満回避策 therapy	参加不在 non participation	
1. 世論操作 manipulation		

アーンスタインの8段階梯子
(Arnstein, 1969)

参加の5段階
(原科, 2001)

図3 参加の段階モデル

出展：「市民参加と合意形成 都市と環境の計画づくり」（原科幸彦編，2005 p33）

② 市民参画の形態

ここで「公・共・私型社会」の構図を前提として、「公」、「共」の各領域においてどのように住民参画を保障するべきかを考える。

【「公」領域における市民参画】

「公」領域における市民参画については、計画策定（意思決定）、実施、評価の各段階において市民参画を保証することが必要となる。

この中で、まず計画策定（意思決定）段階においては、誰もが参加して意見を交換する場としての「フォーラム」と、討議をもとに意思形成する場としての「アリーナ」が必要とされている。（※ブライソンとクロスビーによるモデル）前述の参加の段階モデルで述べた「意味ある応答」に対してはアリーナが特に重要となる。

このうち「フォーラム」は、意思決定に至る前段階の認知的過程に対応し、参加者が自由に意見を表明し、事実情報や価値情報を交流させる自由討議の場を意味する。具体的には、説明会、公聴会、ワークショップといった会議の場に加え、アンケート調査、意見書による意見収集、インターネットを利用した会議、パブリックコメントなどが該当する。この段階では自由にアクセスできる点が重要となる。

一方、「アリーナ」は決定のための意思形成の場であり、一定期間、固定的なメンバーが継続的に議論を戦わせる、特定の目的をもった会議の場を意味する。具体的には市民会議、審議会などが該当する。この段階では、社会的合意形成が可能となるよう、必要十分なメンバーを選び、透明な議論のプロセスを持つことが重要となる。

次に計画実施の段階においては、前述の参加の段階モデルで述べた「パートナーシップ」がこれに当たり、具体的には行政が主導する（行政が求め市民が応える）かたちでの協働事業がこれに当たる。

※都市計画の分野において、ブライソンとクロスビーが公共政策の策定と実行に関連する行為を、コミュニケーション、意思決定、これらの過程で派生した紛争の処理の3つに分類し、フォーラム、アリーナ、コートを利用するモデルを提示している。

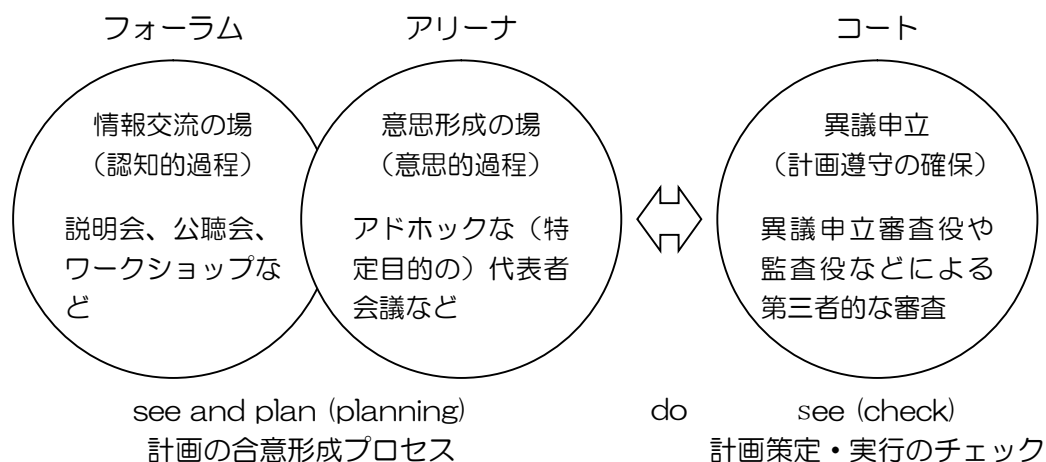


図4 計画策定と実行における参加の場

出展：「市民参加と合意形成」（原科幸彦編著、2005 p25）

最後に評価の段階においては、異議申し立ての場としての「コート」（ブライソンとクロスビーのモデルによる）が必要とされている。行政による判断の適切さに関して市民はこれを批判し、時には異議申し立てを行えることが必要であり、行政活動の適切性、特に民意を適切に反映させる強制力を持ったメカニズムが求められる。具体的には、計画や政策に対する外部監査や外部評価などが該当し、さらに強制力があるものとして裁判による判断がある。

公共計画の社会的合意形成を行うためには、フォーラムやアリーナにおける議論を地域社会が共有しなければならない。そのため、参加プロセスを中心的に進めている主体（行政が中心となる）が地域社会の他の主体に積極的に働きかけ、情報交流を進め、意思形成への参加を求めていかなければならない。これが「アウトリーチ」であり、その重要性が高まってきている。

アウトリーチは、組織形成段階、現状把握段階、計画立案段階の各段階において必要となる。まず、組織形成段階について、計画策定の早い段階で主要な主体が計画づくりに参加することが重要である。そのため「市民参加による計画策定が行われていることを広範な市民に対して網羅的に周知すること」と、「計画策定プロセスを通じて、情報共有し、各主体間の信頼醸成のため計画内容に関連するステークホルダーと計画テーマに関心のある市民に周知すること」が必要となる。

次に、現状把握段階について、生活者としての市民が感知している即地的な情報や市民ニーズの収集、計画に関連するステークホルダーの持つ情報や意向の収集が求められる。

最後に、計画立案段階について、それまで関わりのなかった市民に対して開かれていることが重要である。そのため、積極的に検討過程を公開すること、施策選択の判断材料となる市民からの意向収集などが必要となる。

表 1 各段階におけるアウトリーチ手法例

組織形成段階	現状把握段階	計画立案段階
網羅的な情報提供 ● 広報紙の記事掲載・特集記事 ● インターネットHP ● 地区掲示板への掲示や回覧板での回覧 ● 新聞・テレビによるパブリシティ活動 ● ポスター掲示・チラシ配布	網羅的な情報収集・意向収集 ● 市民意識調査（アンケート） ● キックオフイベントの開催 ● インターネット電子掲示板 ● FAX や電子メール等を利用した意見募集	情報提供 ● ニュースレターの発行 ● 広報紙の記事掲載・特集記事 ● インターネットHP ● 出張イベントの実施 ● 駅前などの人の集まる場所での情報コーナーの設置 ● オープンハウス
関心層等への情報提供 ● キックオフイベントの開催 ● 関連活動グループ等へのダイレクトメール	ステークホルダーからの情報収集 ● 関係者別グループインタビュー・ヒアリング ● 関係者別アンケート ● 関係者実施のイベントへの参加	意向収集 ● 市民アンケート ● 公開ワークショップの開催

出展：「市民参加と合意形成」（原科幸彦編著、2005 pp124-125）

【「共」領域における市民参画】

「共」領域は、市民が地域社会において主体的な役割を發揮する領域であり、アーンスタインの8段階モデルにおける「市民による管理」、「権限委任」、「パートナーシップ」に該当する。ここで主として行政との関わりが生じるのは「パートナーシップ」である。（原科の段階モデルにおいても市民参画についてはここまでを射程に入れている。）

この場合、先の「公」領域での「パートナーシップ」との違いは、計画策定、実施、評価の各段階において市民が主導し、行政が必要に応じてこれを支援する関係にある点である。

ただし、「共」領域が極めて小さく（あるいは皆無と）なっている現状においては、市民サイドに公共空間、財源、権限がほとんどないため、主導性を發揮することは困難と考えられる。そのため、当面は「公」領域における「パートナーシップ」の延長線上で、市民（あるいは市民団体、NPO等）の発意を契機として、計画策定、実施、評価の各段階に行政が支援しつつ、徐々に「共」領域における「パートナーシップ」へと移行していくことが考えられる。

また、市民自治基本構想に位置づけられている市民自治協議会が設置された場合に、一定の財源、権限が委ねられれば、共領域が拡大し、市民が地域社会において主導性を發揮できる範囲が拡大していくことが期待される。

（参考文献）

- 『地方分権と都市政治』（小原隆治、2005、「都市のガバナンス」植田和弘他編）
- 『新しい都市民主主義を求めて—自治としての都市ガバナンス』（富野暉一郎、2005、「都市のガバナンス」植田和弘他編）
- 「市民参加と合意形成」（原科幸彦編著、2005）
- 「共助の地域づくり 「公共社会学」の視点」（恩田守雄、2008）
- 「市民自治の制度開発の課題 自治のルールと自治体法務」（山梨学院大学行政研究センター編、2006、地方自治ジャーナルブックレットNo.41）
- 「市民・自治体・政治 再論・人間型としての市民」（松下圭一、2007、北海道自治研ブックレットNo.1）
- 「自治体と地域住民との協働」（市町村アカデミー監修、2005、市町村アカデミー研究叢書Vol.3）
- 「協働社会をつくる条例 自治基本条例・市民参加条例・市民協働支援条例の考え方」（松下啓一、2004）

3. 生駒市における市民参画の現状

(1) 生駒市における市民参画に係る取組の現状

ここでは、平成 20 年 10 月から 11 月にかけて実施された庁内アンケート調査の結果（併せて平成 16 年 12 月に実施した庁内アンケート調査結果を参照）、及び平成 20 年 12 月 1 日に開催した勉強会（市民活動推進課ヒアリング）の成果を中心として、生駒市における市民参画に係る取組の現状を概観する。

① 意思決定段階における市民参画の現状

アンケート調査では過去 5 年間の「政策形成への市民参加」として 62 件（H16：69 件）の取組が把握されており、これが意思決定段階における市民参画に該当する。（ただし、1 事業の中で複数の取組類型に該当するものがある。）

このうち、「政策形成過程への市民参加」に該当する取組が 37 件（H16：35 件）あり、「市民ニーズの把握」に該当する取組が 25 件（H16：34 件）ある。

「政策形成過程への市民参加」に該当する取組の大半（28 件（H16：19 件））が審議会委員の募集や審議会に係る情報提供など審議会開催に係るものとなっている。また、「市民ニーズの把握」に該当する取組の大半がアンケートによる市民ニーズの把握（16 件（H16：17 件））となっている。

この他、「市民提案制度の実施」（計 5 件（H16：17 件））として、意見箱の設置、パブリックコメント、要望・陳情の一元的受付、インターネットメールでの意見提案に取り組まれている。

表 2 政策形成への市民参加の取組状況（過去 5 年間）

取組の類型	件数	
	H16 調査	H20 調査
1-1 政策形成過程への市民参加	(小計) 35	(小計) 37
(1) 審議会の公開と審議日程や内容等の情報提供	3	14
(2) 審議会委員の公募	16	14
(3) 公開フォーラムなどを通じた市民意見の反映	4	3
(4) 市民提案制度の実施	4	3
(5) その他	8	3
1-2 市民ニーズの把握	(小計) 34	(小計) 25
(1) アンケートによる市民ニーズの把握	16	17
(2) モニター調査などによる市民ニーズの把握	2	1
(3) 企業や各種団体を対象とした意見聴取（ヒアリング）の実施	3	3
(4) 市民提案制度の実施	3	2
(5) その他	10	2

※「市民自治基本構想策定に向けての調査報告及び提言（最終報告書）」（生駒市市民自治検討委員会設立準備会、2004）、「『市民参画又は参画と協働』によるまちづくりに関するアンケート結果」（市民活動推進課）による

近年はききみみポストの設置、タウンミーティングの開催など、市民意見・市民ニーズ把握のための取組が拡充してきていると言える。

このうち審議会等への市民公募については「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」及びこれに関連するものとして「附属機関等の委員の公募に関する基準」等を策定し、平成 20 年 4 月からこれに基づき実施することとなっている。また、公募市民が参加する審議会等の附属機関数は 16 件、参加市民の延人数は 113 人（平成 20 年 3 月末現在）である。

② 実施段階における市民参画の現状

アンケート調査では過去 5 年間の「政策実施への市民参加」として 33 件（H16：59 件）の取組が把握されており、これが実施段階における市民参画に該当する。（①同様 1 事業の中で複数の取組類型に該当するものがある。）

「政策実施への市民参加」に該当する取組の大半（19 件（H16：50 件））が事業実施における市民・団体・企業等の参加機会の確保であり、特に環境関連、公園緑地関連、体育振興関連、学校教育関連、生涯学習関連の事業において地域住民やボランティア参加型の事業実施が目立つ。

また、市民意見を事業に活かす取組として、実行委員会方式等により企画段階から事業実施までを市民参加で取り組む事業も見られる。

表 3 政策実施への市民参加の取組状況（過去 5 年間）

取組の類型	件数	
	H16 調査	H20 調査
(1) ワークショップなど市民意見を効果的に事業に活かす取組の推進	7	8
(2) 事業の実施において市民や団体・企業等が参加する機会の確保	50	19
(3) 公共施設などの運営への市民や団体の参加	2	4
(4) その他	0	2

※「市民自治基本構想策定に向けての調査報告及び提言（最終報告書）」（生駒市市民自治検討委員会設立準備会、2004）、「『市民参画又は参画と協働』によるまちづくりに関するアンケート結果」（市民活動推進課）による

③ 評価段階における市民参画の現状

アンケート調査では過去 5 年間の「政策評価への市民参加」として 12 件（H16：2 件）の取組が把握されており、これが評価段階における市民参画に該当する。（①同様 1 事業の中で複数の取組類型に該当するものがある。）

特に、「アンケートなどによる市民意見（政策評価）の把握」に該当する取組が 8 件（H16：1 件）と大半を占めている。

表 4 政策評価政への市民参加の取組状況（過去 5 年間）

取組の類型	件数	
	H16 調査	H20 調査
(1) 市民参加の視点を含む行政評価システムの実施	0	1
(2) アンケートなどによる市民意見（政策評価）の把握	1	8
(3) その他	1	3

※「市民自治基本構想策定に向けての調査報告及び提言（最終報告書）」（生駒市市民自治検討委員会設立準備会、2004）、「『市民参画又は参画と協働』によるまちづくりに関するアンケート結果」（市民活動推進課）による

なお、平成 19 年度には公募市民を含む行政改革推進委員会において、事務事業点検・評価が実施されており、行政主導型ではあるが市民意見を踏まえた評価が試みられている。

④ 「共」領域における取組

アンケート調査では過去 5 年間の「市民主体のまちづくり活動の活性化」として 26 件（H16：47 件）の取組が把握されており、これが「共」領域における取組に該当する。（1 事業の中で複数の取組類型に該当するものがある。）

「市民主体のまちづくり活動の活性化」に該当する事業の大半（14 件（H16：25 件））が市民団体や NPO への支援となっている。その内容は補助金交付、指導、情報発信、後援などの支援である

ただし、補助金については、平成 19 年度に公募市民を含む行政改革推進委員会において、補助金等の適正化に向けた検討が行われ、今後その対象範囲、実施内容等が見直される予定である。

また、平成 18 年度よりコミュニティパーク事業が実施されている。当該事業はワークショップ形式による市民主体の計画づくり、市民主体の公園整備が行われるとともに、整備後は市民主体の管理が行われるというように、行政が市民主体の活動のために公共空間を提供し、その取組を支援するものとなっている。

表 5 市民主体のまちづくり活動の活性化に係る取組状況（過去 5 年間）

取組の類型	件数	
	H16 調査	H20 調査
(1) 地域における人材リスト等の作成	3	2
(2) 市民コーディネーター等の養成	3	2
(3) まちづくりを支援する専門家の派遣	7	4
(4) まちづくりに取り組む市民団体への支援	22	10
(5) まちづくりに取り組む NPO 活動への支援	3	4
(6) その他	9	4

※「市民自治基本構想策定に向けての調査報告及び提言（最終報告書）」（生駒市市民自治検討委員会設立準備会、2004）、「『市民参画又は参画と協働』によるまちづくりに関するアンケート結果」（市民活動推進課）による

⑤ 市民参画・市民協働に対する職員の意識

市民参画・市民協働に関する職員の意識の概要を見ると、まず市民は「行政サービスを提供する対象」とする見方が 57.14%（H16：61.73%）が半数以上を占め、他方「まちづくりのパートナー」とする見方が 25.55%（H16：24.49%）を占めている。

また、市民参加や市民との協働を意識するのは「一部の業務」とする者が 55.77%（H16：54.59%）と半数以上を占め、「多くの業務」とする者が 26.10%（H16：24.74%）を占めている。

さらに、市民との協働のまちづくりには「協働のなじむ分野において重点的に進める」とする者が 78.57%と圧倒的に多く、「あらゆる分野で積極的に進める」とする者が 15.66%とわずかとなっている。

以上のことから、職員の市民との協働に対して否定的ではないが、市政全般について市民との協働を進めていこうという積極的な姿勢は見られないと考えられる。

他方、今後市民との協働によるまちづくりを進める上での課題として、「職員のノウハウ・能力の不足」を上げる者が59.07%（H16：57.91%）と半数以上を占め、「市民の意識が低いこと」（48.63%）、「市民と職員コミュニケーションが少ない」（43.41%）、「支援体制が不足」（42.03%）がこれに次いでいる。（H16：「支援体制が不足」（48.98%）、「市民の意識が低いこと」（44.64%）、「市民と職員コミュニケーションが少ない」（43.37%）の順。）

また、今後必要な取組としては、「取組やすい環境の整備」を上げる者が半数以上（54.40%）を占め、「職員研修の充実」（48.35%）、「市民への情報提供」（47.53%）、「ガイドライン等の作成」（42.58%）がこれに次いでいる。（H16：「市民への情報提供」（57.91%）、「ガイドライン等の作成」（51.28%）、「取組やすい環境の整備」（50.51%）の順。）

このように近年は、職員の能力やノウハウの不足が市民との協働に積極的になれない要因の一つとなっていると考えられ、今後、生駒市が市民参画・市民協働を行政側から積極的に推進していくためには、時間の確保、職員研修の充実とノウハウの蓄積など、推進役の一つである行政の環境整備を行うことが不可欠であると考えられる。

⑥ 市民協働の推進に係る主な事業（市民活動推進課所管事業）

● まちづくり活動支援事業

【目的】

市民公益活動団体の推進を図り、市民がより積極的、主体的にまちづくりに参画し、市民と行政が互いに協働して魅力ある生駒市のまちづくりを実現する。

【対象となる事業及び補助金の額】

▽「市テーマ設定型協働事業」

- ・対象：生駒市が設定したテーマや課題に対し、市民公益活動団体が提案した事業のうち市長が適当と認めた事業
- ・補助額：補助の対象となる事業経費に相当する額から事業収入を差し引いた額で 50 万円を限度とする

▽「市民公益活動団体提案型協働事業」

- ・対象：市民公益活動団体が自由なテーマで提案した事業のうち市長が適当と認めた事業
- ・補助額：補助の対象となる事業経費の1/2に相当する額、補助対象となる事業経費から事業収入を差し引いた額、20万円のうち最も低い額

【事業の実績】

年 度	応募件数	採択件数	
		市テーマ設定	市民提案
平成 19 年度	4 事業	3 事業	2 事業
			1 事業
平成 20 年度	11 事業	6 事業	5 事業
			1 事業

【その他】

▽要綱で平成 19 年度から平成 21 年度の 3 ヶ年事業としている。

▽年度途中で採択されて単年度で事業を実施することは困難という声があったため、平成 21 年度に平成 22 年度事業を募集し、内定する予定。

▽審査に外部委員会を導入すること、公開プレゼンを実施することを検討中。

● 市民活動推進センターららポートの運営

【施設の概要】

▽市内の市民公益活動団体の支援等を実施する拠点施設。

▽平成 20 年 10 月 1 日からセンター長を配置。

▽現在、NPO：6 団体、ボランティア団体：47 団体、計 53 団体が登録。（追加募集で NPO：1 団体、ボランティア団体：5 団体が登録。）登録団体は毎年更新する。

▽センター長 1 人、嘱託職員（0.5 日）3 人の体制による運営されている。

【主要事業】

▽ボランティア活動の相談・紹介。（ボランティア活動をしたい人、ボランティアに来て欲しい人の相談を受け、ニーズに合った活動先等を紹介。）

▽ボランティア講座の開催。（ボランティアを養成するための入門講座、ステップアップ講座、その他各種講座、研修会の開催。）

▽ボランティア活動の情報提供。（ボランティアグループやボランティア活動に関する情報を集め、広報誌や窓口を通して情報を提供。）

▽ボランティア保険の取り扱い。（保険加入手続きの受け付け。）

【その他】

▽施設運営を担う「連絡調整懇話会」、生駒市の公益活動の推進施策等を協議・検討する「市民公益活動団体協議会」の設置を検討中である。

● 自治振興補助金

【目的】

本市の行政の円滑な推進に資するため

【根拠】

▽生駒市自治振興補助金交付要綱に基づき、自治会に補助金を交付。

【概要】

▽本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している生駒市自治連合会に属する自治会を対象として、予算の範囲内において補助金を交付する。

▽補助額は均等割の額（年額 16 万円（4 月 1 日に存在する自治会）あるいは 8 万円（4 月 2 日から 9 月 30 日までに新設された自治会））と世帯割の額（1150 円あるいは 575 円に世帯数を乗じた額）の合算。

▽補助対象は、まつり補助、掲示板設置補助、保険補助、集会所建設・修繕等補助、防犯灯電気代（全額）補助。

● 催物の開催

▽スカイウォーク：ボランティアスタッフ：65 人。

▽どんどこまつり：ボランティアスタッフ：12 人、協賛寄付金：200 万円。

(2) 生駒市市民自治基本構想に見る市民参画の可能性

平成 19 年度に生駒市市民自治検討委員会によりとりまとめられた「生駒市市民自治基本構想」においては、市民参画の基本的な考え方と基本的なルールが示されている。今後、これに基づき条例が制定され、市民参画に係る諸規定が定められることとなる。

ここでは、「生駒市市民自治基本構想」に基づき、市民参画のルールとして何が定められようとしているのかを概観する。

まず、本基本構想では市民参画に対する基本的な考え方に関して、基本原則として「参画と協働」を位置付けているほか、市民のまちづくり参画の権利、まちづくりに関する市民の責務を位置付けている。

具体的には、

- 市民が市政に参画する機会を保障すること
- 市民・市がそれぞれの役割分担と責任において協働してまちづくりに取り組むこと
- 市民はまちづくりに参加する権利を有すること
- 積極的にまちづくりに関わらなければならないことなどを規定すること

が方向づけられている。

また、市民参画のルールに関して、条例制定への参画、計画策定への参画、審議会等への参画・公開、市民自治に関する市民・市の役割、市民投票、情報への権利といった項目が位置づけられている。

具体的には、

- 条例制定・改廃に際し市民の参画や意見を求めること
- 重要なまちづくり施策の意思決定・実施・評価に際して市民の意見を求めること
- 計画策定に際して市民へ意見聴取し、意見・回答を公開すること（意思決定段階で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度、アンケート調査、公聴会等の実施）
- 審議会への市民公募を地域、性別等に配慮して行い、また会議・会議録を公開すること
- 市民は市民自治活動に積極的に参加し、市は必要に応じてこれを支援すること
- 市民投票の制度を設けることができること
- 市民が情報を受け、自ら取得する権利を有し、市はいつでも提供できるよう備えること

が方向づけられている。

以上のように、市民参画の基本的な考え方、基本的なルールは定められており、さらに、その一部を具体化するための条例として、パブリックコメント手続き条例、情報公開条例が既に定められている。また、審議会への市民公募のルールとして「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」及びこれに関連するものとして「附属機関等の委員の公募に関する基準」等が定められている。しかしながら、それ以外の市民参画・協働に係る詳細なルール（市民自治基本条例が制定された場合の下位条例となるもの）は定められていない。

4. 先進事例の整理

(1) 先進都市視察結果

平成20年11月12日・13日に実施した、東京狛江市（人口：76,169人（2008.7.1現在））、神奈川県藤沢市（人口：404,804人（2008.8.1現在））に対する視察の結果を以下に整理する。

① 視察の目的

狛江市では、「市民参加条例」は、市民個人が行政へかかわる手続きを規定し、「市民協働条例」は、市民団体に対する行政の支援や行政活動の市民団体への委託等を規定するものの、本格的な「市民協働」は着実な「市民参加」の土台の上に実現すべきものと考え、両者を一体のものとして、平成15年3月に「市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、また、当条例の行動計画として「市民参加と市民協働の推進指針」を定めている。そこで、市民参加・市民協働の基盤整備、事業推進について具体的な取組状況の聞き取りを実施した。また、審議会からの提言により条例改正が行われた各制度についても調査した。

藤沢市では、平成13年9月に「市民活動推進条例」が制定され、「市民活動推進計画の策定」「市が行う業務への参入の機会の提供」「市民活動推進委員会の設置」「市民活動推進センターの設置」等、種々の取組が行われていることから、具体的な施策について聞き取りを実施した。また、「市政モニター制度」「相互提案型協働モデル事業」「公益的市民活動助成事業」「市民電子会議室」「市民活動コーナーの設置」の特徴的な取組の状況についても調査した。

② 視察結果の概要

（参考1）、（参考2）を参照。

③ 考察

本市では既に市民自治基本構想を策定し、本年度も引き続き市民自治検討委員会において「自治基本条例」の策定作業を行っているところである。

同条例は市政運営の基本指針となるものだが、具体的な市民参加手続き、公益活動を行う市民団体等への具体的な支援を規定した条例は未制定である。「まちづくり活動支援事業補助金」など、協働に係る具体的な事業も既に取り組まれているが、今後、自治基本条例制定を視野に入れつつ、同条例を補完する、参加手続、協働の具体的な制度整備が求められる。

市民参加手続については狛江市における市民参加手続提案制度、協働については市民協働事業提案制度、藤沢市における相互提案型協働モデル事業、公益的市民活動助成事業の取組は今後の制度整備に参考とすべき施策と考えられる。

また、狛江市においては、地縁団体である自治会の組織率が低く、一方で課題別市民活動であるNPO等のアソシエーション型の団体が広範に存在している等、生駒市と基礎的条件を異にしている。しかし今後、生駒市においても課題別市民活動が一層活発になって行く事が予想され、狛江市が制度化している市民参加手続、市民協働の制度は参考とすべきものである。

藤沢市については従前から市民活動の活発な地域であり、市民参加の制度化にも早くから取り組んでいるところであるが、長期の制度運用の中で生じて課題に対応するため制度改革、変更に取り組みつづける。こうした経緯は新たに制度設計が求められる生駒市において参考にすべきと考える。

(2) 先進事例

ここでは主に、当検討課題に係る条例を定め、市民参画に取り組んでいる自治体を先進事例として取り上げ、その特徴を整理した。

① 東京都小金井市（人口：111,023人（2008.8.1現在））

「小金井市市民参加条例」（平成15年6月）を制定し、市民参加について「市政情報の公開（会議の公開、情報公開手段の拡充）」、「附属機関等への市民参加」、「市民の意向調査」、「市民の提言制度」について規定している他、市民協働について「協働のための活動拠点の設置」について規定している。

当条例では、附属機関等への市民参加について、重要政策の企画、策定等について審議会等を設置するものとし、審議会等には原則として公募委員を置かなければならず、その割合は、総委員数の30%以上とし、審議会等の委員の兼任は、原則として2つまで（臨時的、時限的に設置される審議会等の委員は他に1つまで兼ねることができる。）、任期は3期までとするなど、詳細に規定されている。

また、当条例の第19条の規定に基づき市民参加推進会議が設置されており、市民参加条例の運用状況を審議し、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言する権限を有している。例えば、平成20年5月には附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について市長に対し提言されている。

他方、条例を踏まえ、「小金井市協働推進基本指針」が作成され、協働推進にむけた環境整備として、「情報の共有化（情報公開、HPへの協働推進コーナー設置）」、「協働意識の向上（市職員と市民の意見交換会、職員研修）」、「協働の評価システムの構築（市と市民活動団体等双方による評価システムの検討）」、「活動拠点の設置情報、相談、交流の場の提供など市民活動をサポートするための活動拠点の設置」が方向付けられている。

② 神奈川県横須賀市（人口：427,173人（2008.4.1現在））

「横須賀市市民協働推進条例」（平成13年3月）を制定し、「財政的支援」、「行政サービスにおける参入機会の提供」、「登録制」、「審議会の設置」などについて規定している。また、当条例等に基づき、市民参加、市民協働を推進するための事業として、下記の取組を進めている。

- 市民・行政の双方向型の対話をねらいとする事業：ごみトーク、まちづくり出前トーク、まちづくり電子フォーラム、「市民の声」データベース（VoiceBank）など
- 市民が先行する形で始めた取組を行政が支援する形の事業：鷹取川ゆめプラン など
- 行政が先行し市民の参加・参画を呼びかける形の事業：浦上台トンネルの上公園づくりのワークショップ、武山市民プラザ開設関連のワークショップ など
- 市民の自立的・自発的な活動を促進する形の事業：市民協働推進補助制度、市民まちづくりサポーター保険制度、市民活動サポートセンター事業 など
- 市民からの提案を具体化していく形の事業：企画提案型市民協働モデル事業 など

③ 埼玉県志木市（人口：68,669人（2008.7.31現在））

行政運営に対する市民公益活動団体の参画・協働に限定して「志木市市民との協働による行政運

営推進条例」(平成 15 年 3 月)を制定し、「団体登録」、「参入機会の提供等」、「パートナー協定の締結」などについて規定している。当条例に基づく「行政パートナー制度」を運用する他、以下のような特徴的な取組を進めている。

●行政パートナー制度：

「志木市市民との協働による行政運営推進条例」に基づき、「志木市・地方自立計画」(平成 15 年策定)を実践するため、市で行っている業務を市民やNPO(民間非営利組織)に委託する制度。業務に参加する市民は、単なる労働力として参加するのではなく、市と対等な立場で行政の協働運営者と位置づけられ、そのことがパートナーシップ協定で担保される。市では、行政パートナーが提供するサービスの対価(自給 700 円)として、支払った「市税」の一部を還元することにより、市民全体が活力のある元気でやさしいローコストの志木市を確立する。

●市民協働運営会議：

市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的として平成 13 年 10 月に「志木市市政運営基本条例」が制定され、これに基づき、平成 18 年 7 月に社会経済環境の変化に対応し、持続可能な市民との協働によるまちづくりの実現に向けて、安定した市政の運営に関して必要な事項の調査、研究等を行うことを目的として市民協働運営会議が設置された。

●市民協働のまちづくり推進指針：

平成 19 年に市民協働運営会議が中心となって市民協働のあり方、進め方について検討し、指針としてとりまとめたもの。今後「行政主導型の行政運営」から「協働型の行政運営」への移行を目指し、「協働事業の選定方法」、「協働の評価の仕組みづくり」、「協働契約システムの導入」、「行政パートナー制度の改善」が提案されている。

●行政評価制度：

「志木市行政評価条例」(平成 14 年 6 月制定)に基づき、市民が主体となった行政評価制度を導入。具体的には、市民主体の評価機関である行政評価委員会による評価、評価結果に対する市民意見の聴取といったプロセスを組み入れた制度となっている。

④ 千葉県市川市(人口：458,811 人(2008.7.31 現在))

市民参加、市民協働全般にわたる詳細ルール(条例)は定められていないが、下記のような市民参加・市民協働に係る特徴的な取組を進めている。

●1%支援制度(市民活動団体支援制度)：

「市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例」(平成 16 年 12 月制定)に基づき、市民の納税に対する意欲及びボランティア活動等に対する関心を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援及び促進を図ることを目的として、納税者及び地域ポイントを有する者が選択する市民活動団体に対し、納税者の個人市民税額等を考慮して定める市川市市民活動団体支援金(個人市民税額の 1%相当額等で団体の事業費の 2 分の 1 が上限。)を交付する制度。(地域ポイントとはボランティア活動、環境の保全に関する活動その他の活動であって市長が指定するものを行った者に対し、市長が付与する点数をいう。)平成 19 年度には、納税者の届出人数が 392 人、支援基金合計 966,730 円が 85 団体に交付されている。

●市川市eーモニター制度（愛称：eモ二）：

市川市が運営する登録制のアンケート制度。モニターとして登録し市民に、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話へ電子メールで市からアンケートや情報を発信し、回答させるしくみ。

●協働事業提案制度：

市民が地域に必要な取組を市に提案をして、市民と市が協力して取り組んでいくための制度。この制度は、市が提案者に直接資金を提供することではなく、提案後は、提案者と市のそれぞれの役割などについて市と相談しながら事業の内容を決めることとなる。

5. ヒアリング調査結果

平成 21 年 1 月 23 日に生駒市市民活動推進センター“ららポート”センター長を対象としてヒアリング調査を実施した。調査結果の概要は以下のとおりである。

平成 21 年 2 月 10 日に生駒市自治連合会の役員（6名）を対象としてヒアリング調査を実施した。調査結果の概要は（参考3）、（参考4）のとおりである。

6. 生駒市における市民参画・市民協働の課題

生駒市における市民参画に係る取組状況、職員アンケート結果（平成20年実施）、ヒアリング結果（ららポート及び自治連合会）、先進地視察結果を踏まえ、生駒市における市民参画・市民協働に関する現状における課題を整理すると以下のとおりである。

① 行政施策等への市民意見（意思）の反映と行政情報の共有

● 市民にとってわかりやすい情報の提供

生駒市自治基本条例（案）にも示されているように、市民参画の前提となるのは行政から市民への情報公開と市民との情報共有である。

しかしながら、生駒市においては行政の情報公開は進んでいると考えられるが、市民にとってわかりやすい内容での情報提供が十分ではないという意見もあった。

市民に行政の情報提供を行うことが本旨ではなく、市民が正しく行政を理解できることが本旨であることから、いかに市民にとってわかりやすい情報を行政が積極的に提供するかが問われることとなる。

● 公募市民の選考方法の改善

近年、生駒市においては多くの付属機関に公募市民が参画するようになっている。また、生駒市自治基本条例（案）においても、審議会等に原則として市民公募委員を加えることが規定されている。

しかしながら、委員の意見に偏りがあるといった意見、委員の意見がはたして市民を代表する意見かどうかといった委員の正当性に対する疑問が示されている。

現状においては、公募市民の大半が論文により選考されているが、その審査の方法、選考基準等があいまいであり、また同一人物が複数の付属機関に参画しているという状況が見られることから、その選考方法等について改善を図ることが必要となっていると考えられる。

● 日常的に市民の声（声なき声）を市政に届ける仕組みづくり

現在、生駒市においてはききみみポストの設置やタウンミーティングの開催など市民の声を行政に伝える仕組みが整備されている。また、生駒市自治基本条例においては、広聴応答義務、広聴対応が規定され、今後、行政に届いた市民の声に適正に伝えていくことが求められている。

しかしながら、行政として日常的に市民の声をいかに聞くか、声なき声をいかに聞くか、また市民が行政に要望等を行っても行政の担当者が交替すると継続性が失われるといった問題意識が示されている。また、生駒市自治基本条例（案）においては法令遵守推進条例の運用により、市民の意見や要望を収集し、市政に反映していくことが示されているが、当該条例の目的は全く異なるところにあるものであり、市民の声を把握し、伝えていくための仕組みやルールを定めることが必要であると考えられる。

② 市民参画や市民協働に対する市民の意識啓発

職員アンケートにおいて、市民の意識が低いことが市民参画、市民協働を進める際の問題の一つとして意識されており、担当課からは「市民に対する情報提供」が求められている。

また、ヒアリングからは「スキルの高い人材が沢山いるものの単に募集しても集まらない現状を踏まえ、具体的なニーズを行政側から発信していくことが必要である」、他方、「協働の場は増え

てきているが、関心を持っている一部の市民のものとなっている」といった問題意識が見られる。
このように、市民協働の推進に向けて多くの市民を参画・協働の場に呼び込むための情報発信の工夫、特に関心のない市民を呼び込むための工夫が必要となっている。

③ ららポートを中心としたボランティア団体等の育成・支援

ヒアリングの中で、現在の生駒市においては、市民協働の中心の一つであるボランティア団体に関して、以下のような課題が指摘されている。

- ▽ ボランティア団体等の資質（企画力、情報発信力、経営能力、会議力等）の向上
- ▽ ボランティア団体等の連携促進
- ▽ 市民・行政との連携支援
- ▽ 組織づくり、事業化に対する支援

平成20年にリニューアルされた生駒市市民活動推進センター“ららポート”においてはこのような課題の解決に向けた取組が進められようとしている。しかしながら、既に開館時間がボランティア団体のニーズに合ったものとなっていないという問題が指摘されており、またこれを改善するためには施設管理のルールの変更や人員の補強等が求められている。このように、今後、活動の拡大とともに、人材、資金等の制約が大きな問題になってくると考えられる。

④ 市民参画、市民協働に対応できる庁内の環境整備

職員の市民参画、市民協働に対する意識は、市民協働になじむ分野で重点的に進めるべきとする意見が多く、否定的ではない。しかし、市政全般について市民参画、市民協働を進めていこうという積極的な姿勢は見られない。このような姿勢は職員の能力やノウハウの不足が要因の一つとなっていると考えられる。また、このような問題意識のもとに「取り組みやすい環境整備」、「市民参加・参画手法の研修の充実」を望む声が多くなっている。

特に、実際に市民参画、市民協働に関わった各課からは時間的負担、参加者が少ないこと、知識・ノウハウの不足が問題点として上げられている。

今後、生駒市が市民参画・市民協働を行政側から積極的に推進していくためには、時間の確保、職員研修の充実とノウハウの蓄積など、推進役の一つである行政の環境整備を行うことが不可欠である。

⑤ 市民協働の取組の拡充

● 既存の事業制度等の充実

市民協働の主たる取組として、まちづくり活動支援事業が実施されている。当該事業においては、応募件数は増えており、また、参加された市民の声を受けて改善が図られつつある。

他都市の類似の事業を見ると、事業やその成果の周知とそのことによる新たな活動の喚起、事業選考の公平性の確保などを目的として、公開プレゼン、外部委員会による審査選考などを行われている。今後、より募集件数を増やし、事業を活発化するためには、さらなる改善の必要があると考えられる。

この他、コミュニティパーク事業など、市民協働を前提とした事業制度が各課において拡充しつつある。しかしながら、個別事業が各担当課において組織づくりやそのマネジメントが行われているため、蛸壺型になり、全市的な観点からの人材育成と活用、自立的な組織づくりと活動の継続などに繋がりにくい状況がある。

ららポートにおいては行政と連携しながら今後このような問題に対応していく予定であり、このような動きに併せて、各課の既存の事業制度をいかにしながら新たな仕組みを設計していくことが必要であると考えられる。

● **公共空間（協働の機会）の創出・提供**

ヒアリングにおいては、生駒市にはスキルの高い人材が沢山いるということが評価されており、その人材をいかに活用するかが一つの課題となってくる。埋もれた人材を市民参画・市民協働の現場に呼び込むためには、行政側、あるいは社会的な具体的なニーズを明確に示すこと、また、そのニーズに応えるための機会（場）を作り、明確に示すことが必要であると考えられる。

7. 生駒市における市民参画・市民協働の推進に向けた提案

前項で整理した課題を踏まえ、今後生駒市において市民参画・市民協働を推進するために取り組むべき事項を以下のとおり提案する。

(1) 市民参画のための施策の提案

① 市民の参画手法の研究と運用

- 目的に合わせて市民参画手法を適正に使い分けるとともに、その方法についても継続的に見直し、改善を行っていく。

市民参画の手法は様々であるが、その目的に合わせてその手法は使い分ける必要がある。

例えば、市内の特定の地域の計画案を作成する場合はその地域の住民など利害関係を持つ人を中心とした会議組織を設置し、ワークショップ等により計画作成作業を行うことが適当であると考えられる。

他方、全市的な計画案を作成するような場合（市民委員の意見が市民を代表する意見かどうか、偏りが生じないかどうかを問われる場合）には、プラーヌクスツェレ（参加候補者を無作為抽出し、参加意思を確認の上人選する方法）によって公平性、正当性を確保する方法が適当と考えられる。

このようにその目的に合わせて市民参画の方法を柔軟に使い分ける。

また、併せて現在問題になっている公募委員の人選の方法（公平性、正当性等）などの見直しを含め、参画手法について継続的に評価、見直し・改善を行う。

- ITなどの技術を活用した新たな参画手法等を研究し、導入・運用していく。

より広く、また日常的に市民の意見を把握するため、さらには市民間の討議の場（アリーナ）を設置するため、ITなどの技術を活用した参画手法を研究し、実現可能なものから導入・運用していく。（これについては神奈川県藤沢市で導入されている電子会議室などが参考となる。）

- 市民意見や提案を直接的に市政に反映するための仕組みづくりを行う。

計画等の作成に関わらず、市民からの意見や提案を踏まえて現行施策を改善する、あるいは新たに施策化するなど、直接的に市民の声を市政に反映できる仕組みづくりを行う。

具体的には、インターネット等を活用した市民モニター制度（無作為抽出、1年任期で更新することにより市民意識の傾向を反映することが可能となる）、市民会議等の設置（市民自治協議会がこれに当たると考えられる）、市民の提言制度などの導入について検討する。

② 情報提供の強化

- 市政の重要事案等については、積極的、能動的な情報提供を行う。

市政の重要事案等については、情報公開制度の運用による受動的な情報提供に満足することなく、積極的、能動的な情報提供を行う。

例えば、施策の実施段階で当該施策の内容を伝えるだけでなく、検討段階においてその背景、検討過程で出た意見、施策実施により期待できる成果とリスク等を適宜、広報誌やHP等を活用しつつ提供していく。また、その際、行政用語等を極力使用しないなど、市民にとってわかりやすい情報提供に努める。（ただし、わかりやすくするために大切な情報が削除されないよう

配慮する。)

また、意思形成過程の情報公開については、無用な混乱が生ずる、自由な意見の表明が阻害される、土地の買占めが生じるなど、公開しないことの根拠を再度検証し、行政の裁量により非公開とできる状況を改め、そのために関連の条例を見直す。

③ 行政の対応強化

● 行政に対する市民からの相談に対応できる窓口を設置する。

市民の行政ニーズは複数の部課にまたがるケースが多く、庁内でたらい回しにならないように、相談内容に併せて関係課を紹介するなど可能とするため、総合窓口（コンシェルジュ）を設置する。

● 地域固有の問題や地域住民の意見や要望を把握し、行政に繋ぐ担当職員を配置する。

学校区、ブロック等を単位として、地域固有の問題や地域住民の意見や要望を把握し、行政各課に伝え、施策の改善、創出に反映するため、地域担当職員を配置する。

● 市民からの意見・要望等をストックし、適時的、継続的に行政施策に反映する仕組みをつくる。

市民からの意見・要望等が、市職員の異動に伴い継続的に受け止められないという問題を改善するため、市民からの意見・要望等をストック（データベース化などによる）し、各課が共有することにより、適時的かつ継続的に行政施策に反映できる仕組みづくりを行う。

現在、法令遵守推進条例によりこの問題に対応しようと考えられているが、条例の目的が異なること、またその意見等への対応方策が明確でないことから新たなルールづくりについて検討する。

(2) 市民との協働事業の推進に向けた施策の提案

① 協働事業の拡充

● 行政施策の中で市民協働が考えられる領域を積極的に見つけ出し、協働事業を拡大する。

市民協働を推進するため、行政サービスの中で、あるいは地域社会の中で市民協働を考えられる領域を積極的に見つけ出し、協働のあり方を提案しつつ、市民に協働の機会を提供する。

このことを積極的に推進するため、条例等に規定する。

● 市民協働を担う団体等の活動を財政的に支援する制度・基盤を整備する。

市民協働を担うのは自治会、個々のボランティア団体、NPOなどの団体であり、その活動を財政面で支援するため、助成事業制度の拡充、無利子融資制度の導入、基金整備など、制度・基盤の整備について検討し、実現可能なものから実施する。

② 市民意識の啓発

● 市民協働に対する市民の関心を高めるため、様々なメディア、機会を通して広報活動、啓発活動を行う。

市民協働を推進する際の重要課題は、関心の低い市民を含めて、市民に市民協働の必要性や効果を伝え、関心を高め、協働の場に誘引することである。そのため、様々なメディア、機会を通して広報活動、啓発活動を行うことにより、市民協働に対する市民の関心を高める。

具体的には、市広報誌、HPの利用はもとより、独自の広報誌の発行など公報ツールを充実する。また、市民協働をテーマとした、シンポジウム、まちづくり活動支援事業等の成果報告会

や公募の際のプレゼンテーション、市民参画フェア（団体の紹介やパネル展示）等のイベント開催を通じた広報活動を積極的に展開する。

また、これらの取組には、市民団体、ららポート、行政各課との連携のもとに実施する。

③ ららポートの強化

● 市民協働の拠点となる「ららポート」の機能を強化する。

今後、市民協働の拠点施設となる市民活動推進センター“ららポート”については、その活動の進捗、拡大の方向に合わせて、スタッフの充実、適切な予算措置を含めた財政基盤の強化等に努める。この際、全てを行政のみが負担するのではなく、施設利用者等を含めた関係者、その他市民、企業等との連携、役割分担のもとに実施できる仕組みを検討し、構築する。

また、既に問題となっている施設の夜間・休日利用等を可能とするよう、管理方法の見直しやスタッフ体制の整備などについて適正な措置を検討し、実施する。

(3) 自治基本条例を補完する市民参画・市民協働のための条例の制定

● 市民参画及び市民協働に関する条例を制定する。

自治基本条例を補完し、前項までの施策の根拠となる市民参画及び市民協働に関する条例を制定する。その際、規定すべき事項として項目について検討する。

(市民参画に関して規定することを検討すべき事項)

- ・市民公募の選考方法と選考基準（公平性、正当性を担保できる選考方法・選考基準の明確化）
- ・市民参画の手法の研究と適正な運用（目的に合わせた参画手法の運用と実績に照らした継続的な改善）
- ・市民の意向調査（計画等に市民意見を反映するための意向調査の実施要領）
- ・市民の提言制度（市民からの提案を政策形成に生かし、施策を創出するための制度の導入）
- ・情報提供・情報共有（会議の公開、情報公開手段の拡充の方法）
- ・広報・広聴（市民への情報発信、市民意見の把握の方法とその実施要領）
- ・市民意見への応答（市民からの意見、要望に対する行政の対応（応答）の実施要領）

(市民協働に関して規定することを検討すべき事項)

- ・市民活動推進指針（計画）の策定と改善（市民協働の推進のための行政等の取組指針の策定と定期的な見直しによる取組施策の改善）
- ・財政的支援（市民活動団体等に対する財政的支援の枠組み）
- ・活動場所の提供（市民活動団体等に対する利用施設等の提供）
- ・情報環境の整備（市民活動団体等に関する情報の収集、提供のための環境整備）
- ・市が行なう業務への参入機会の提供（行政事務等の中での市民協働の推進）
- ・登録制（行政が支援する対象等の明確化）
- ・パートナーシップ協定（行政事務等における市民協働を行う際の契約に準じる手続き）
- ・基金の整備・運用（財政的支援を担保する基金の整備・運用）
- ・市民活動推進委員会の設置（市民活動指針の策定、見直しと市民活動に係る施策の改善を目的とした審議組織の設置・運営）
- ・市民活動推進センターの設置（ららポートの位置づけの明確化）

(参考1) 東京都狛江市の視察結果の概要

(1) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年 3 月制定）について

① 条例制定の背景、経緯の概要（表 6 参照）

- 平成 7 年に地方分権推進法が成立、平成 9 年に箕面市で市民参画に係る条例が制定されたことを踏まえ、市長の公約でもあり、平成 9 年に市民参加基本条例の検討を開始した。
- 平成 11 年に条例案を上程するも市民参加の不十分という理由により否決された。
- 平成 12 年に条例制定に先立ち、1 つの規則と 2 つの要綱を制定、施行した。
- 参加の手続きを取り入れながら条例制定作業を推進し、平成 15 年 3 月に条例案が全会一致で可決され、15 年 4 月に施行された。

② 条例の特徴

- 前文を置き条例制定の趣旨を明示。
- 市民参加の先に協働が生まれることから参加と協働を一連のものと捉え、一体化した条例とした。このことにより審議会を一つにできた。
- 協働を市と団体との共同に絞っている。
- 市民参加の対象については行政として一定の線引きをしたいが、文章化が困難であり、グレーゾーンができることとなる。そのため、事例を積み上げながら判断していくこととしている。
- 市民参加、市民協働の手続き条例として制定した。
- 市民投票については現在実施の予定はないが、今後課題となった場合にできることを前提とした上で、そのルールを検討していくこととしている。
- 協働に向けた支援として、財政的支援、場所の提供、情報環境の整備、参入機会の提供を位置づけ、それぞれ新しい風補助金、市民活動支援センターの設置（検討中）、情報誌「わっこ」、市民協働事業提案制度に繋がっている。
- 審議会では、市が市民参加の実績を報告し、その成果を評価している。ただし、評価のための指標化はまだできていない。

③ 条例制定の成果と問題（市民参画・市民協働の進捗・活発化の程度、運用上の問題など）

- 条例制定から 5 年を経過し、意識が職員に根付いてきた。具体的には、市民参加手続きに関する職員からの相談が増えてきた。
- 協働に対する理解が進んできたと思われる。
- 公募市民の会議が増えてきた。しかし、公募市民に対するアンケートからは意見を言えることに満足されているものの、会議の進め方に対する不満が見られる。また、会議録の作成、公表が遅れている。
- パブリックコメントについては、平成 18 年度に 4 件、平成 19 年度に 2 件、平成 20 年度に 3 件実施したが、事案により関心が異なるなど、市民の意識にバラツキが見られる。また、実施に当たっては対応の報告まで入れると 3 カ月が必要であり、現課でのスケジュールリングに問題がある。
- 市民協働について、実施している協働事業 10 件に係る団体、担当行政を対象にアンケートを

実施し、意見交換が不十分との苦情もあることから団体と行政との関係づくりが課題となっている。他方、支援制度が団体に定着してきたという評価もある。

表6 「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」策定までの経緯とその後

年 度	内 容
平成 9 年度	企画財政部に調整担当理事を配置し、市民参加基本条例を検討
平成 10 年度	市民参加基本条例案を庁内で検討（狛江市行財政改革推進本部） 「狛江市行財政改革推進市民委員会」で条例案を検討
平成 11 年度	広聴会を2回開催。条例案を説明し市民より意見を聴取 「狛江市市民参加基本条例」を平成12年狛江市議会第1回定例会へ上程（賛成少数で否決） 「市民参加のあり方についての調査特別委員会」が設置される。
平成 12 年度	市民参加推進策として、 「狛江市審議会等の会議の公開に関する規則」 「狛江市市民委員の公募及び選考に関する要綱」 「狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領」 を平成12年4月25日から施行
平成 13 年度	市民協働課を設置
平成 14 年度	「市民参加基本条例策定委員会」を設置（別紙委員会開催経過） ・市民公募委員の登用（9名） ・講演会（住民投票制度、行政と市民活動の協働の課題） ・市民フォーラム（骨子案） ・パブリックコメント（条例案） ・庁内検討・決定 「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を 平成15年狛江市議会第1回定例会へ上程（賛成全員で可決）
平成 15 年度	平成15年4月1日から「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」施行 「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」を設置 ○「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針」策定 ◆協働：情報環境の整備「市民活動・生活情報誌『わっこ』」発行
平成 16 年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて ・平成15年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価 ◆協働：財政的支援「市民公益活動事業補助金（新しい風補助金）」設置
平成 17 年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて ・平成16年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価
平成 18 年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて ・平成17年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価 ○基本条例の改正：市民参加手続提案制度・市民協働事業提案制度
平成 19 年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて 平成18年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価 ◆市民参加手続提案制度・市民協働事業提案制度施行 ◆協働：活動の場の提供「市民活動支援センター設置検討委員会」設置

(2) 市民参加手続き提案について

① 制度の概要

- 市民参加の手続きを行っている事案に対して、市民から参加手続きの追加等を提案できる制度であり、実施には30人以上の賛同者が必要となっている。(詳細は「市民参加手続提案制度活用マニュアル」を参照。)

② 制度の運用実績(提案の状況、採択の実績など)と今後の課題(改善点など)

- 提案実績はなく、評価が難しい。運用上の問題の検証はできていない。

(3) 市民協働事業提案制度について

① 制度の概要

- 市民公益活動団体の側から市民協働で行う事業について、市の実施機関に提案できる制度。(詳細は「市民協働事業提案制度活用マニュアル」を参照。)

② 事業採択の方法と採択基準

- 審査会において、提案者の書類と公開プレゼンテーションに基づき、審査員相互に各審査項目について判断する。
- 第1週目に公開プレゼンテーションを実施し、実現可能性(適法性など)の検証、調整した後に第2週目に公開審査を実施。その後、審査結果を市長に答申し、市長が判断し、行政側で予算化に向けた協議を実施。事業予算が決定したものについて次年度に協定書を締結し、提案事業が実施される。
- 採択基準は公共性、協働性、具体性、実現性、実施能力の5項目。
- 事業採択の最終的な判断は協働して実施すべき事業かどうかという点から行われている。(例えば、心のケアについては行政が踏み込めない、協働の必然性がわかりにくいなどの理由で不採用となった。)

③ 応募状況と事業採択の実績

- 平成19年度は2団体が申請し、1団体が実施。
- 平成20年度は5団体が申請し、3団体を採択。

④ 事業実施に際しての行政と市民の役割分担

- 協定書において行政との役割分担(予算、人員、場所、広報など)について詳細に決めている。

⑤ 採択事業の概要、及び事業の成果

- 平成20年度に初めて事業(1件)を実施しており、成果はまだ見えていない。

⑥ 制度の問題点と今後の課題(改善点など)

- 実施した事業をどのように評価するかが課題。
- 他市ではテーマや金額の枠を決めて実施しているが、本市では制約がないため、多くの事業が提案されてきた場合にどこまで採択するか課題。

(4) 新しい風補助金について

① 制度の概要

- 市民公益活動を行う団体の成長・発展を図るために「先駆的な活動」や「特色ある活動」を行う団体の事業に対して財政支援を行うことを目的とした補助制度。（詳細は「狛江市市民公益活動事業補助金『新しい風補助金』活用マニュアル」を参照。）

② 事業採択の方法と採択基準

- 公開プレゼンテーション、公開選考会により採択。
- 選考基準は、以下の5項目。
 - ・先駆的であり、将来性のある事業か。
 - ・市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業か。
 - ・現実性があり、自助努力の工夫がされているか。
 - ・相当の効果が期待できるか。
 - ・団体が将来自立して活動できる可能性が期待できるか。
- 世田谷区などの隣接市区の人が入ってきているが、活動に広がりをもってもらうために、制約は緩やかにしている。

③ 事業費（総額（予定、実施）、事業ごとの上限など）

- 平成 20 年度 250 万円の予算を計上。（1 事業当たり 3 万円～20 万円の申請ができる。）
- 選考順位の上位から順に、予算を上限として採択。（ただし、予算に達しなくても点数が低ければ不交付としている。）

④ 取組の実績、及び成果と問題点、今後の課題（改善点など）

- 平成 16 年度から実施。
- 補助金事業を PR するとともに、報告会で成果を PR している。
- 団体のステップアップ期の支援という点で評価されている。

(5) 広報活動、情報提供（情報誌「わっこ」）について

① 市民活動情報誌「わっこ」の概要

- NPO、市民団体の活動のネットワーク化を目的として、情報交換、団体 PR を行うツールとして発行。
- 商工の振興にも力を入れている。
- 広報誌と同じく 3 万部を月 1 回発行。新聞折込みで配布するとともに、公共施設や駅等に配置している。HP にも掲載している。（トップページにバナーを掲載。）
- NPO が編集、発行。（委託費は平成 19 年度実績で 114 万円）

② 取組の成果と問題点、今後の課題（改善点など）

- 「わっこ」の記事の反響は大きく、好評。
- 広報誌との棲み分けが課題。
- 情報量に制約があるため団体の特長を PR しにくい。（頁増は予算的に困難。）

- 広告料について、商工業とそれ以外との線引きが難しい。

(6) 市民活動支援センターについて

① 取組の概要

- 公民館、地域センター、コミュニティセンターなどの施設がある。市域が狭く市全体で活動することは可能であるが、他方、施設間（当該施設を活用している人達の間）での情報共有化、情報交換が困難となっている。（例えば、公民館で動いている人は公民館での情報のみとなる。）そのため、拠点施設整備の必要性が認識されている。
- 平成19年度に検討委員会を設置し、拠点施設の設置について検討し、平成20年9月に最終答申が提出された。

(7) その他

① 市民協働に対する予算

- 協働事業提案制度は全体予算の中で煮詰めていくため枠を決めずに必要に応じて予算化することとなる。
- 補助金については現在250万円であるが必要があれば増額していく。

② アウトリーチ

- 公募市民が定員割れの場合があり、あるいは同じ人が手を挙げてくる状況もあるなど、現在の問題点、アウトリーチの必要性を認識している。
- 広報で取組状況を魅力的に紹介する工夫している。例えば、審議会のコーナーを作り紹介したが反響は小さかった。
- 早めのPRが必要と考えている。
- 平成21年度に市民討議会を試行的に開催する予定。市民の自発的なものではないが、住民基本台帳から1000人を抽出し、呼びかけを行っていく。40人～50人の参加を想定している。

③ 協働事業提案制度の継続性

- 同一の団体については、毎年同じ申請内容では採択できない。年度ごとに内容を進化させることにより採択が可能となる。

④ 協働の対象

- 協働の対象を広げて欲しいという声はまだない。
- 狛江市は自治会の組織率が低く、活動が活発でない地域もある。
- 補助金に町会で応募している地域もある。

⑤ 公募市民

- 審議会等ごとに募集要領を作成している。
- 採択は作文（無記名）によるものが主であり、選考委員会が選考している。
- 名簿を市民参加担当課に報告させており、他の審議会等との重複がある場合は注意を促す。しかし、重複が制約にはなっていない。

(参考2) 神奈川県藤沢市の視察結果の概要

(1) 藤沢市市民活動推進条例（平成 13 年9月制定）について

① 条例制定の背景、経緯

- 平成 12 年度に市民活動推進検討委員会を設置し、検討を開始。
- 電子会議室を活用しながら市民の意見を吸い上げるとともに、市民活動支援フォーラムの実施等を通して意見交換を実施。
- 平成 12 年度末に報告書を取りまとめ。
- 平成 13 年度に条例制定、施行。同年に市民活動推進センターを開設。
- 平成 14 年度から市民活動推進委員会（学識経験者を含む 12 人で構成）を設置。平成 17 年度には市民活動推進計画を作成し、これに基づき事業を実施している。
- 平成 18 年度に 13 ヶ所の公民館、市民センターに活動コーナーを設置。
- 来年から次期計画を検討予定。

② 条例制定の成果と問題（市民参画・市民協働の進捗・活発化の程度、運用上の問題など）

（成果）

- 市民活動推進条例に基づき、市民活動推進センターを設置し、市民活動を行うもの、及び行おうとしているものに対して、活動場所の提供、情報の収集及び提供、交流の促進など、市民参画の環境整備を進めている。
- また、条例に基づき、市民活動推進委員会を設置し、市民活動推進計画について諮問し、2 年間の検討の結果について答申を受けた。その答申に基づき、市民活動推進計画を策定し、現在、公益市民活動助成事業及び相互提案協働モデル事業を中心に進めている。
- 市民活動推進センターの登録団体は 436 団体と順調に増えており、年間利用者も 3 万人を超え推移している。当初目標であった 1 日平均 100 人利用状況にも達したことから公益的な市民活動を行い、または行おうとするものに対し、総合的支援ができています。
- また、推進計画に基づく個別事業についても徐々にではあるが参加者も増えてきており、市民と行政との協働に対する市民の意識も向上してきています。

（課題）

- 条例上、特に問題はないが、推進計画に基づく助成事業や協働事業について今後のあり方など、事業の状況を参考にしながら次期の計画策定を行う必要がある。

(2) 市政モニター制度について

① 制度の概要

- 市政に関する市民の意見等を聴くことにより市民本位の市政の推進を目指し昭和 62 年に発足。
- 主な活動内容は、アンケート、年間モニタリング及び各種事業等への参加を通じて日常生活の中で気付いた市政についての意見等を市に提供すること。（主に、地域課題や市から提供した事項を対象としてきた。）
- 市内在住の 20 歳以上の方から無作為に抽出、依頼し、承諾を得た市民（100 人以内）を市

政モニターとして登録し、1年任期で活動を依頼。

- 当初2年任期で勉強し、市長に提言することを目指したが、100人集めるのが難しかった。また、人選にも偏りがあった。
- 平成15年から1年任期とし、住民基本台帳からバランスに配慮して100人を抽出することとした。また、HPでの回答を可能とする他、無理のない範囲での協力を求めることとしている。
- 広報公聴の制度として条例以前から整備されてきたものであり要綱で運用されてきた。

② 制度の活用状況

- アンケート調査を年2回実施。
- 市政について思ったことなどを調査用紙に記入し提出する年間モニタリングを実施し、11件の意見提出があった。
- その他、市政の概要研修を年1回実施（17名参加）、公共施設見学会を年2回実施（14人参加）。
- モニター通信を年間5~6回発行している。

③ 市民意見への応答、対応の状況、及び今後の課題（改善点など）

（応答、対応状況）

- 市民からの意見等は担当課に送付するとともに回答が必要なものについては市政モニター通信や市のHPで公開している。

（課題）

- 市政モニター以外にも、「私の意見提案箱」を設置するとともに、市から主体的に市民の声を聞きに行く「出張市長室」を平成20年から実施するなど、様々な広聴制度を実施している。
- 意見聴取の客体が100で妥当かという意見があり、制度の再検討の必要性が認識されている。
- 電子会議やインターネットアンケートが可能となってきて、役割を終えたのではないかという議論もある。他市でもやめる方向にある。（満足度調査は企画サイドで別途実施している。）

（3）市民提案システム「くらし・まちづくり会議」について

① 制度の概要

- 地域や市政全体の課題を取り上げ、各地区の独自運営を基本として継続した活動を行い、市民同士の話し合いにより望ましい解決の方向を導き出すことを目指すもの。（地区で意見をとりまとめた後から市との意見交換を行うためのしくみ。）
- 市内13地区に設置した運営委員会が中心となり、その地区で取り組むテーマを決め、テーマに関する運営委員の学習や協議に基づき課題を整理した上で地区内の全体会議を開催し、話し合いによりまとめたことを運営委員会がとりまとめる。
- 内容が市政に関係することであれば市に対して提言・提案することができる。
- 内容が市民自ら行うべきことであれば地区内の市民に対して実践活動等を提起する。
- 意見を聞き、合意形成等ができたものを市長に提案し、地区で実践することとなっている。各地区に年間60万円の助成があり、実践のための資金となっている。
- 自治会＝くらし・まちづくり会議の地区もあれば別のものという地区もある。

- 議会との関係について、市民意見はくらし・まちづくり会議経由、議会経由のルートが並存している。市民会議のときから議員に理解されており、地区集會に議員も参加している。

② 委員選任の方法

- 運営委員は公募及び地区の推進により各地区 20 人程度選出され、会議の運営に当たる。
- 運営委員の任期は 2 年間で原則 1 回だけ再任することができる。
- 入れ子となるよう概ね半数が毎年改選されている。
- 委員は無報酬のボランティア。
- 自治会が他の地域団体と繋がりながら人選されている。

③ 会議の運営状況と提言、提案の実績

- 地区ごとに会議を運営している。部会を設置している地区もあるなど、活動の形態は地区によって異なる。
- 毎月 1 回程度開催されている。
- 複数の関係地区の共同研究を行う場合もある。（例えば、コミュニティバスについては共同研究が実施された。）
- 提言状況（過去 10 年間の累計）は、提言回数 41 回、提言項目数 346 項目。

④ 提言、提案内容の活用方法、活用実績

- これまで 346 項目の提言があり、そのうち 176 項目（51.7%）が市政に反映されてきた。
- 他機関に関するものを含めて 208 項目（60.1%）が対応済みとなっている。
- 天神ミニバスの導入や小田急藤沢本町駅のエレベータ設置など、施設整備に関してまちからの提言について事業者と調整する中で理解され、設置に至った。
- 地区からの提言を受け、生ゴミ堆肥化事業、紙資源のリサイクル推進事業など、市民と行政との協働が進められてきた。

⑤ 制度の成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（成果）

- 様々な取組により全体として市民の自治意識が高揚してきている。
- 提言が事業化、実現化されるとともに、地域づくり活動として多くの地区で多様な分野に対して実践活動が行われている。
- 住民によるまちづくり組織が結成されるなど、自分たちで地域の課題解決を図るための新しい地域づくり活動が各地区で展開されるようになってきた。

（課題）

- 運営委員会のなり手と構成に課題がある。
 - ・ 高齢者が中心となりがちであり偏りがある。
 - ・ 地区推薦となっているため、自治会長の任期と「くらし・まちづくり会議」委員の任期とに齟齬があり、後任を探しにくい状況がある。
- 各地区で話し合われる課題については、地域により特色はあるが、自治会（町内会）を初めとしたいろいろな団体と協力し合い、解決していくことが望ましい。
- これまでの取組により、市民と行政の協働が進展するとともに、市民主体による新しい地域づ

くり活動が活発に展開されるようになるなど、大きな成果を上げてきた。しかし、これにとどまることなく、さらに市民目線による地域経営を目指した新たな取組へと発展させることが求められており、現在庁内プロジェクトで検討中である。

(4) 相互提案型協働モデル事業について

① 制度の概要

- 市が市民活動団体に事業を提案し行う協働事業である「市提案協働事業」と、市民活動団体からの提案により行う協働事業である「市民活動団体提案事業」を展開。
- 協働の原則（対等、目的共有、相互自立・相互理解、役割分担、公開）に基づく先導的事业として、平成 19 年度から3年間、市民自治推進課が中心となって調整を行い実施するもので、その後、全庁的に取組を進めていくもの。

② 事業採択の方法と採択基準

- 説明会の開催（要領を配布）、第1次審査（書類審査、非公開）の後、公開プレゼンに基づく第2次審査（最終選考・非公開）を実施し、担当課や市民活動推進委員会の意見を聴取した上で、協働事業推進会議（市の各部門の調整課の課長及び職員課長等で構成）が総合的に判断し、審査選考を行う。
- 選考結果を市長に報告した上で内定とし、3月の予算議会の承認を得て採択となる。
- 「市提案協働事業」の採択基準
 - ・ 企画内容（市民サービスの向上、市民活動の特性、役割分担と相乗効果、適切な予算配分）
 - ・ 団体の状況（物的能力及び人的能力、市民の平等・公平な利用の確保、必要な能力）
- 「市民活動団体提案事業」の採択基準
 - ・ 協働事業としての特性（地域社会の課題解決、市民サービスの向上、役割分担と相乗効果、市民活動の特性）
 - ・ 事業の実現性・具体性（実現性、実施能力、適正な予算見積）
- 6割以上の得点を得た事業提案を検討する。

③ 事業費（総額（予定、実施）、事業ごとの上限など）

- 「市提案協働事業」の予算は市の指定する事業費の範囲内。（担当課の予算の範囲内。）
- 「市民活動団体提案事業」の予算は1事業当たり200万円を限度。（最大1000万円の予算枠があるが、ここまでいかない。）

④ 取組の実績、成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（取組実績）

	区分	実施事業	負担金	内訳	事業名
H19 実施 (H18 選考)	市提案	3 事業	5,795 千円	2,300 千円	緑地（里山）保全活動事業
				1,995 千円	えのしま・ふじさわポータルサイト運営事業
				1,500 千円	防犯システム運営事業
	団体提案	2 事業	2,415 千円	1,910 千円	多様化する ISO 国際規格等の無料講習会
				505 千円	傾聴ボランティア育成・派遣事業
H20 実施 (H19 選考)	市提案		3,700 千円	2,400 千円	子育て情報プラットフォーム運営事業
				1,300 千円	文書館収蔵資料デジタル展示推進事業
	団体提案		661 千円	661 千円	傾聴ボランティア育成・派遣事業

※ 傾聴ボランティア育成・派遣事業については、3 カ年継続しており、初期、中期、発展（自立）の取組が目標されている。

（成果）

- 現状を的確に把握し、明確な目標設定と事業計画を定めることにより、目標を達成した。
- 事業を実施する過程で、担当課との綿密な打合せが行われたことにより、相互理解が進み、行政と市民活動団体の信頼関係が構築されてきた。
- 事業実施過程で新たに対応すべき課題を発見し、担当課と協議を進めたことにより、事業の広がりや今後の事業展開につながるノウハウを得ることができた。

（課題）

- 行政と市民活動団体（NPO）との協働事業に対する理解の促進。
- 協働事業としての提案数と応募団体の拡大。（申請状況を見ると周知が足りない。）
- 審査選考、事業実施、終了後の各課程における PDCA サイクルによるマネジメント。（マネジメント手法を模索しながら進めている。）
- 協働のあり方や今後の方向性などについてどのようにしていくのか、協働事業推進会議で協議、整理していく必要がある。（モデル事業は 3 年間の取組を評価して、今後の取組を検討する予定。）

（5）公益的市民活動助成事業について

① 制度の概要

- 市民活動団体と市が課題認識したうえで事業実施目的を確認し、各自の役割分担や経費負担等を明確化したうえで、地域や社会の課題の解決につながり、市民サービスの向上が図られることなどを目的としたモデル事業。協働事業実施のプロセスを含め全庁的な制度周知を図る中で、

今後制度的に定着化を図る。初期コースと発展コースがある。

- 初期コース：団体の自立化を図る目的で実施するもの。NPO 法人を除く団体設立後 1 年以上 3 年未満の団体を対象に、1 団体 1 回限り、対象事業費の総額以内 10 万円を限度に助成。
- 発展コース：団体の活動をさらに発展させるために実施するもの。団体設立 2 年以上の団体を対象に、1 事業 1 回限り対象事業費の 50%以内、40 万円を限度に助成。

② 事業採択の方法と採択基準

- 市民活動推進委員会（市民活動推進条例に基づき設置）が第 1 次審査（公開書類選考）、第 2 次審査（公開プレゼン選考。即日に審査し決定。）を実施し、その結果を市長に報告し、助成事業を決定している。
- 審査委員が審査基準に基づき採点（合計 30 点）し、助成金総額に達するまで上位から選考する。
- 審査基準は、公共性・公益性、地域貢献度、創造性等、実現性、手法の妥当性、発展継続性の 6 項目。

③ 事業費（総額（予定、実施））

- 総額 250 万円の範囲で上位から採択。
- 250 万円が妥当かの検討が必要である。応募件数が増えてくれば増額について検討する。

④ 取組の実績、成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（取組実績）

年度	コース	申請団体	1 次通過	2 次通過	助成額	助成額合計
18 年度	初期	4 団体	4 団体	4 団体	40 万円	245 万円
	発展	7 団体	7 団体	6 団体	205 万円	
19 年度	初期	5 団体	4 団体	4 団体	40 万円	250 万円
	発展	10 団体	7 団体	6 団体	210 万円	
20 年度	初期	2 団体	2 団体	2 団体	20 万円	250 万円
	発展	13 団体	11 団体	7 団体	230 万円	

（成果）

- 基盤の弱い市民活動団体が、助成事業を通して財源的に補助を受け、予定した事業を実施することにより体力が強化された。
- 選考の過程や報告の過程で他の団体との交流ができたことや、企画立案から実施に至るまで様々な学習ができノウハウが高まった。

（課題）

- 応募がまだ少ないため、参加団体の拡大に向け、募集説明会、選考結果、活動報告などについて、広報や HP、推進センターなど、いろいろな媒体や機会を捉えて広く積極的に助成事業の周知を図る必要がある。（平成 20 年 8 月から市の広報を携帯電話で見られるようにした。）
- 平成 20 年度で 3 年目となるため、他の補助金と同様に今後の補助金のあり方や補助金額などについて、応募の状況を見ながら検討し、改善すべき点があれば改善する。

- 助成事業のあり方や今後の方向性などについてどのようにしていくのか、市民活動推進委員会で協議し、整理していく必要がある。

(6) 広報活動、情報提供について

① 市民参加・市民協働推進に向けての広報、情報提供に係る取組状況

メディアツール	目的	対象	伝達情報	頻度	実施主体
市：広報	周知・PR・情報提供	市民	紙情報	月2回	市（担当課）
市：HP	周知・PR・情報提供	市民	電子情報	随時	市（担当課）
セ：HP	周知・PR・情報提供	団体	電子情報	随時	市民活動推進センター
セ：メルマガ	周知・PR・情報提供	団体	電子情報	月2回	市民活動推進センター
セ：ニュースレター	周知・PR・情報提供	団体	紙・電子情報	月1回	市民活動推進センター
セ：情報クリップ	周知・PR・情報提供	団体	紙・電子情報	月1回	市民活動推進センター

② 広報活動、情報提供に係る取組の成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（成果）

- 市や市民活動推進センターでの多様なメディア・ツールを活用し、市民や団体にとって情報が入手しやすく、参加意欲を促すことができた。また、各種帳票を市内13ヶ所の市民センター・公民館に配置したり、HPからのダウンロードを可能にしたことにより、市民や団体の利便性の向上が図られた。また、HP上に公開することにより透明性・公平性を保つことができた。

（課題）

- 現在の方法だけでは広報活動・情報提供に限界があり、携帯電話でのメルマガなど、新しい取組も必要であり、一部稼働を始めている。
- 実際に活動している市民や団体間での口コミや情報交換・情報共有も非常に大切であり、市民活動推進センターを中心に情報収集・情報発信を行っており、さらなるコミュニティづくり、ネットワークづくりが大切である。

(7) 市民活動推進委員会について

① 委員会の概要（役割、構成メンバー、開催頻度）

- 12人で構成。（准教授、市職員、商工会議所代表、青年会議所代表、福祉関係団体代表、公募市民）

② 活動成果と今後の課題（改善点など）

- 平成19年度は7回開催、平成20年度は8回開催。
- 自主的に勉強会が開催されている。
- 電子会議室をもっており、ネット上で資料の手直し等を行っている。

(8) 市民活動推進センターについて

① 施設概要

- 平成 13 年 12 月に公益的市民活動の拠点として開設。
- 公益的市民活動団体の会議や打合せの場、印刷機やコピー機を利用した作業の場、様々な情報の提供や学習機会の提供や交流の場として利用されている。
- 公設民営の施設であり、市が委託費を払い NPO が運営。

② 事業実施の状況と利用状況

年度	年間利用者数	登録団体数	法人格有団体数
H19 年度	30,347 人	436 団体	86 団体
H18 年度	31,650 人	400 団体	79 団体
H13 年度	3,342 人	110 団体	15 団体

③ 施設整備、事業実施の成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（成果）

- 年間利用者が 3 万人を超え、登録団体も 436 団体と順調に増えているなど、公益的な市民活動が活発に行われている。
- 大小会議室の利用やコピー機・印刷機などの充実により、施設の利用に係る料金として指定管理者（NPO）の収入が増えている。（平成 18 年度 228 万円、平成 19 年度 271 万円）

（課題）

- 利用者数は当初目標の 1 日 100 人をほぼ達成しているが、講座や相談会、イベント等への参加については不十分であり、参加者の増加、内容の充実など改善の余地がある。
- 北部方面に市民活動推進センターの開設を望む声があるため、現在の利用状況などを分析し、検討する必要がある。

(9) 電子会議室について

① 取組の概要

- 平成 8 年 3 月に策定した地域情報化基本計画に基づき、平成 8 年 9 月に慶応義塾大学（金子郁容教授）、藤沢市産業振興財団（プロバイダー事業）の協力を得て、市民電子会議室の実験プロジェクトを立ち上げ、平成 13 年 4 月から本格稼動し、今日に至っている。
- 電子会議室を平成 18 年度にリニューアルした。
- 目的：インターネットを利用した市民提案システムの構築、ネットワーク上のコミュニティの形成。
- 特徴：市民の市政への参加の場となり、市政に関することを話し合う会議室である「市役所エリア」と、市民が自分の趣味や興味のある内容について自由に会議室を開設し、それに賛同した人が自由に参加する会議室である「市民エリア」から構成されている。
- 公募市民による運営委員会（要綱で 15 人以内と規定。現在 12 人で構成。）により運営されている。

② 成果と今後の課題（改善点など）

（成果）

- 「市役所エリア」を通じて市役所に提言することが可能となっており、ここでの市民意見（問題提起）は担当課で適宜チェックされ、対応が早くなってきた。

（課題）

- 参加登録者の伸び悩み。（平成 19 年度末現在 3,213 人であり、前年度比 201 人増。）
- 発言者が固定化されており、会議室内での意見交換の活発化が必要。
- NPO の参画が少ない。入り口が小さく広がりが少ないことが一つの要因と考えられる。また、センターのHPを介したブログの方が拡がりやすいということも要因となっている。そのため、自治会（町内会）や市民活動団体の利用促進が必要。
- 今後の展望として、本市の他のツール（電縁マップ、えのしま・ふじさわポータルサイト）との連携を深め、使い勝手の良さやコンテンツの充実を図り、利用者にメリットがあるツールへと進化させる。

(参考3)生駒市市民活動推進センター“ららポート”ヒアリング結果

平成21年1月23日に生駒市市民活動推進センター“ららポート”センター長を対象としてヒアリング調査を実施した。調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 本市のボランティア、NPOが抱える問題点

① 団体間の連携

- 生駒市の各団体は熱心であり、また団体数も多いが、相互の連携が希薄である。各団体は狭く、深い専門性を有しているため、それぞれに個人のニーズには対応可能であるが、地域のニーズに対応し、地域の課題を解決することという点については難しい状況がある。
- 例えば、独居老人から家の片付けや草むしりのニーズがあり、個人的には対応可能である。しかし、これらのニーズは多く、地域のニーズとして捉えて対応していくためにはネットワークが必要となる。
- 関係課が市民参加型の事業等でボランティアと繋がり、ボランティアを育成しても、そのまま関係課と当該ボランティアの繋がりが維持されている状況にある。そのため、今後市役所・ボランティアの線の連携をボランティア間の面の連携へと広げていくことが課題となっている。
- ららポートでは登録団体制度をとっており、環境ボランティアや一時保育などを行う若い世代の団体なども登録している。
- 今後、新たな参入促進を目的として、ボランティア講座の終了時にボランティアへの参加等を呼びかけたい。

② メンバーの固定化

- ボランティア団体については福祉系の団体が多く、また設立時のメンバーがそのままの状態に移している団体が多い。そのため、設立時のメンバーが動けなくなると団体の活動も維持できないのではないかと懸念される。

③ NPO 法人の課題

- NPO化を悩んでいる団体もあり、これら団体に対しては、今後の活動の規模等を勘案して法人化を進めている。法人化すれば法人事務が付いてくるなどメリット、デメリットがあり、これを伝えている。今後とも奈良県の協働推進課と連携して情報提供を行っていききたい。
- 現存のNPOについては、情報発信力、経営力、会議力を鍛えていく必要がある。情報発信力については誰に何を伝えるのかを考え、適切な媒体を利用する必要がある。経営力については特定の行政業務だけでは経営維持は困難であり、複数の行政やCSRからの受託を行う必要がある。会議力については会議の場で意見を言う、聞く能力を向上することが必要となる。

(2) 本市ボランティア、NPOの活動活性化に向けて必要となる取組とセンターの役割

① 庁内への働きかけ

- 平成21年2月12日に庁内関係課（過去に市民連携、ボランティアと関わりのあった課を中心）の担当者と市民協働についての意見交換会を立ち上げる。ここから連携のための情報提供や協働のための調整等のシステムを構築していく予定である。

② 団体への働きかけ

- 団体間の連携のもとにセンターの運営について協議する組織として連絡調整懇談会を設置する予定である。それに向けて平成21年2月4日に登録団体交流会を開催する予定である。
- 今後、連絡調整懇談会によるセンター運営を市民と行政との協働のモデルとしていきたい。

③ 市民への働きかけ

- 市民に対しては、今後「公」とは何かを周知していきたい。
- そのため、以下のような取組を進める予定である。
 - ・情報交換の場等を設けて、一般の人々からのニーズを一般の人々が見られるようにする。
 - ・企画書の作成方法など、行政への提案のし方等を講習する。
 - ・市民が活動できる場を案内する。
 - ・ららポートの情報発信を強化する。例えば、魅力的な講座の開催などのしかけを通して紹介するなどが考えられる。（市の広報紙、新聞に掲載されたことにより問い合わせが増えた。）
 - ・市内にスキルの高い人材は多いが、広く募集をかけてもこの人たちは集まらない。そのため、具体的に行政の求めるスキルを示し、公募すれば応募してくれると考えている。

④ 団体登録制度の現状

- 登録団体の募集については、今年度当初に募集し、その後の追加募集を行った。6項目の資格が明示されており、これら項目を満たす団体を登録している。今回の登録に際しては、市ボランティア連絡協議会からの代表5名、NPOの代表5名による準備会を設置し、同メンバーで審査会を組織して認定した。今後は協議会を組織し、ここで審査を行う予定である。
- 今後は、登録団体は毎年活動実績を報告してもらい、これに基づき審査し、更新する。

⑤ 組織づくりの支援

- 現状では庁内関係課が全てをマネジメントしているが、今後は行政側が行政ニーズに応じて組織づくり、しくみづくりを提案したものに対して、センターが独立した組織づくりと活動の継続をサポートしていくことを予定している。
- 例えば、現在、介護犬の服の需要が高まり、既存の団体の手に負えない状況が生じているため、需要に応えられるように別の組織づくりを呼びかけている。この際、既存の団体が新たな組織の指導に当たることを予定している。この他、子育て支援の団体づくりを希望している人たちに対して、既存の団体との情報交換の場づくりを予定している。

(3) 現状におけるセンター運営上の問題点・課題

① 開館日及び開館時間

- 現在、開館日・時間は月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までである。研修室、コピー・印刷室の利用については夜間利用のニーズがあるが、人員不足のため対応ができない状況にある。現在の人員で対応しようとするれば、ハード管理の負荷が増えてソフト面のサービスが疎かになる。今後、団体の協力により夜間利用ニーズに対応することが考えられ、懇話会で協議していくことが必要である。
- 公共施設を市民の管理に委ねる場合には、施設管理責任の所在が問題となる。そのため、現在ど

のような方法があり得るかを研究中である。

② 登録団体の育成・登録数の増加

○周知した結果として登録団体を増加させることが課題となっている。

○入門講座を託児サービスを付けて開催することにより、若い人の参加を求めることを検討中である。

(4) 課題解決に向けた行政に求められる役割

① 市民活動推進センター“ららポート”の円滑な運営

○開館時間の見直し（拡充）が必要である。

② 市民参画と市民との協働に向けたルールづくり

○庁内の意見交換会において、市民とも意見交換を行いながら共通のルールづくりを行う必要がある。

③ 情報公開

○行政の情報公開は進んでいるものの、わかりやすい内容での情報提供は十分ではない。今後は市民の意見を組み入れられるようにオープンにしていく必要がある。

(5) センター運営の今後の展望

○啓発事業として、喫茶スペースを利用した定期的な場となる「ららサロン」を開催するとともに、2月から入門講座を開催する予定である。

○情報収集提供事業として、HPを整備すること、2月に1回程度の「ららだより」を発行すること、登録団体のPRスペースづくりや県支援センター等の情報提供に交流スペースを活用することを予定している。また、市の広報紙をもっと活用したいと考えている。

○相談事業として、活動相談体制の整備、情報検索支援、協働相談を予定している。特に情報検索支援については、全てを紙媒体で情報提供することは困難であることから、ネット検索を支援することを考えている。

○能力開発事業として、既存組織のパワーアップを目的とした講座の開催を予定している。

○登録団体運営として、懇話会運営と貸館業務を実施する。

○関係機関団体との連携として、大学との連携によりインターンシップとして若い世代を受け入れることを予定している。

(参考4)生駒市自治連合会ヒアリング結果

平成21年2月10日に生駒市自治連合会の役員（6名）を対象としてヒアリング調査を実施した。調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 審議会等への参加に対する意見

① 審議会等に参加して感じる問題

② 審議会運営等に対するニーズ

- 委員会等が多くあり、そこで難しい意見は出せないが、特に都市計画審議会など重要な会議にも参加している。
- 行政改革推進委員会に出席したが、役員選出の委員と一般公募の委員とがいるが、一般公募の委員に対して不満がある。市全体のことについての発言が多い中で、自分の思いを言われると偏りが出てくる。ここでの意見で物事が決まっていくと市として問題があるのではないか。委員の資質を誰がどのように審査し、選定するのが難しい。
- 一般公募の選出基準はあるのか。また、論文の審査は誰が行うのか。意見の偏りを恣意的に利用すると議論の方向を誘導できる。
⇒選定基準は論文による場合が大半である。委員会のメンバー構成は各課の裁量で決められている。
- 一般公募の市民と専門家だけで構成される委員会の場合、一般公募の意見が市民を代表した意見と思われると偏っていく危険性がある。そのため、公平な意見を出すような団体代表を加えることも必要となる。
- 市民は委員会において、行政から物差しが示されてこれに対する意見を出すことはできるが、物差しを決める場ではいろんな意見が出てまとまらないのではないか。
- 審議会の結論をどう生かすかということ言えば、東コミュニティセンターの提案がある中で学識者の提案でイルミネーションが付けられたが、提言そのものは放置されている。そのまま左折レーンが整備され、樺が伐採されと条件が変わりつつあるが、これらは誰が決めて実施しているのか。

(2) 行政政策に対する市民意見の反映の状況に対する意見

① 市民意見の反映の状況

② 反映するために必要なこと

- タウンミーティングが開催され、一般の人が意見を述べられているが、各校区で限られた人が同じ意見を述べられている状況がある。このような方は市に直接行って伝えていただければよく、他の人が意見を出しやすいようにする必要がある。このように、タウンミーティングは偏りがあり、実りがあるのかどうか疑問である。
- 議員と地元の身近な人との意思疎通を行う場（機会）が少なく、また、議員一般市民との意見交換の場が少ない。このような議員と市民とが意見交換できる場が必要である。
- ききみみポスト、メールなど市民の声を聞く姿勢は評価できるが、ここでの声全てではない。市として勘違いしないよう気をつける必要がある。サイレントマジョリティの声をどのように聞くかが重要である。

- 積極的に発言する人はよいが、発言できない人が多い。日常的に市に意見が届けられる仕組みが必要である。市からの働きかけが必要である。
- 市の窓口に行っても、まず予算ありきで受け止め方が弱い。市全体として要望が受け止められるような仕組みが必要である。例えば、要望が全市的にストックされ、長期的に反映されるような仕組みが考えられないか。要望をしていても、市の担当者が代わると一からやり直しとなる場合が多い。
- 市職員が地域、家族からの情報収集し、意見を反映させる仕組みも必要である。
- 自治基本条例に地域協議会の構想があるが、市に地域担当職員を置いて、地域の問題点を住民と一緒に考えられる仕組みがあれば偏りなく地域ニーズが反映できる。
- 経費削減が進んだが、補助金、助成金などの中で地域として切ってもらっては困るものもある。今は若い人、高齢者の夢が絶たれることになっている。
- 介護認定が見直され、後期高齢者医療制度ができ、その代わりに包括支援センターが設置されているが、マンパワーは従来とおりである。市民が困っているところに人を送るような提案を市長に届けて欲しい。市に言っていっても先送りか抽象的な回答となる。

(3) 市民（自治会）と行政との協働に対する意見

① 行政と自治会との役割分担や連携状況についての問題

② 行政と市民との協働に必要なこと

- 議会報について、一般質問が掲載されているが、提案が少ないという感想を持った。
- 協働ということ言えば、辻町で共同溝の事業に関して行政と自治会との協働が徐々に進んできている。市職員も勉強してきているという感じを持っている。しかし、自治会長の中でも役割が十分に理解できていない人もいる。また市民にとっても協働は一般的でなくわかりにくい。
- 自治基本条例といった基本条例だけでなく、市民への啓発が必要であり、並行して協働、自治を進めていく必要がある。具体的なものが示されないので理解が進まない状況があり、内容の周知が必要である。
- 協働の機会は増えてきたが、関心のある人だけのものになっている。気に入らない人は抜けていっている。
- 自治会に対する不満を出す人も出てきている。自治会は目的を持った人だけではなく、目的を持った人が不満を出している。自治会は地域に根ざしたものであり、全員がコンセンサスを形成できるように運営しないといけない。
- 協働のパートナーとしての自治会として行政に位置づけられるべきである。双方からの期待がある。
- 自治会、NPO を含めたコンセンサスづくりの場が必要である。
- 人が代わると火が消える可能性があり、継続性がもてるような仕組みが必要である。ボランティアにも費用弁償がないと続かない。
- 自治会は全てを包括する、住んでいることがベースの組織である。目的意識を持った人だけの集まりではない。
- 行政からの事業の放り出しを自治会に向けて行っていると思っている自治会長もいる。そのため、役割分担を明確にする必要がある。

- 議員の中にも自治会を知らない人がいる。協働を進めるためには、互いに勉強が必要である。
- 一過性のものにならないように将来的に継続できる事業の出し方が必要である。
- NPO ではお金がないため専従者を置いているところは少ない。自治会としても保障のために貯えが必要である。その貯えを非難されても困る。
- 自治連合会ではこれまで東西南北中に区分していたが、平成 21 年度から地域協議会の受け皿となれる準備のため、小学校区単位で役員を選出するかたちで組織を見直す。
- 今後、自治会単位の活動、小学校区単位の活動に分かれてくる。自治会単位の活動はコミュニティ活動として残り、市との協働等は小学校区単位で行われることになるであろう。このように双方の活動の棲み分けができてくると思う。
- 議員も地域協議会、自治会の活動に入って欲しい。地域にかかわることが大切である。

生駒市議会 企画総務委員会 名簿

委員長	小笹浩樹
副委員長	白本和久
委員	稲田欣彦
委員	宮内正徹
委員	井上清
委員	樋口清士